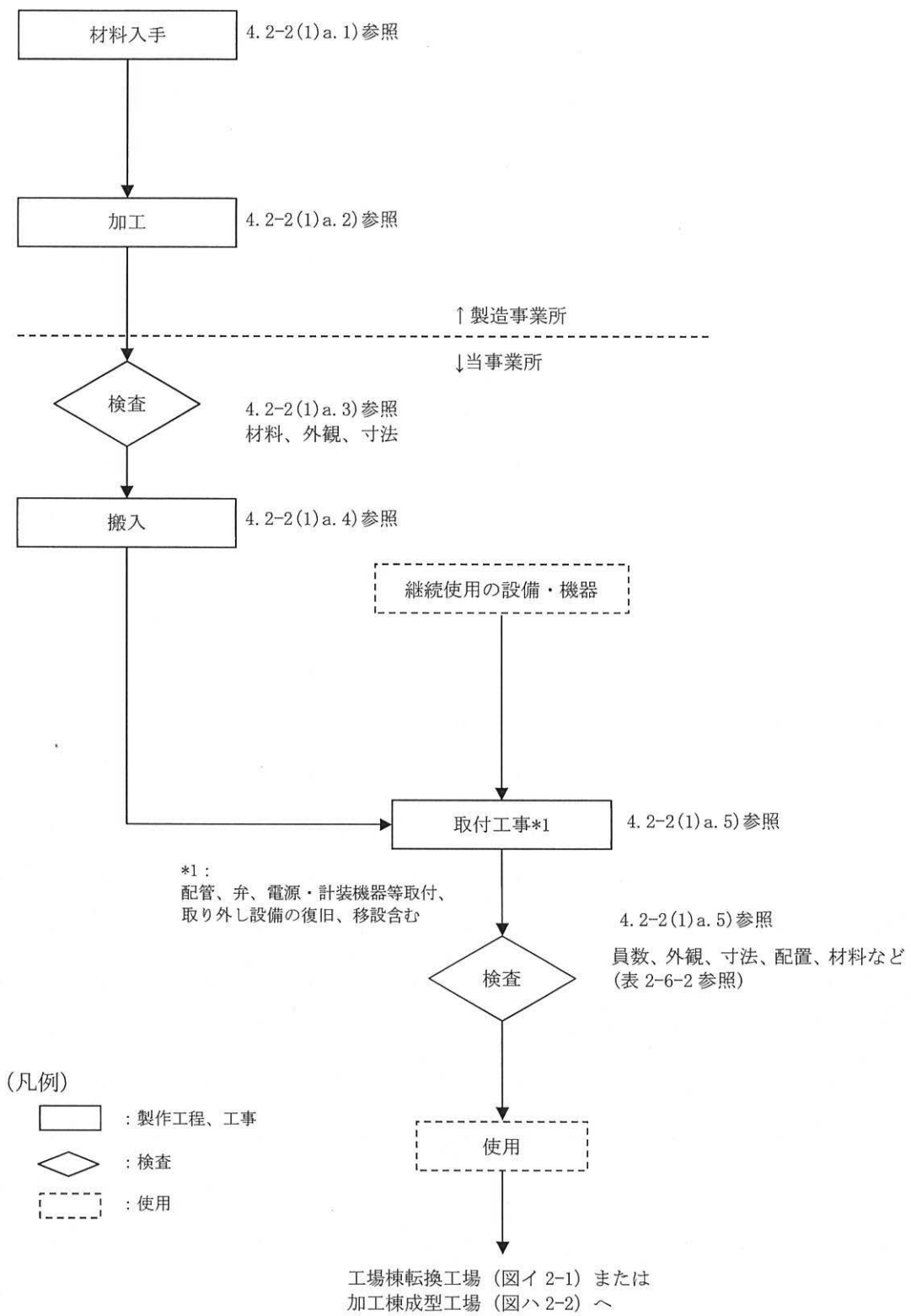
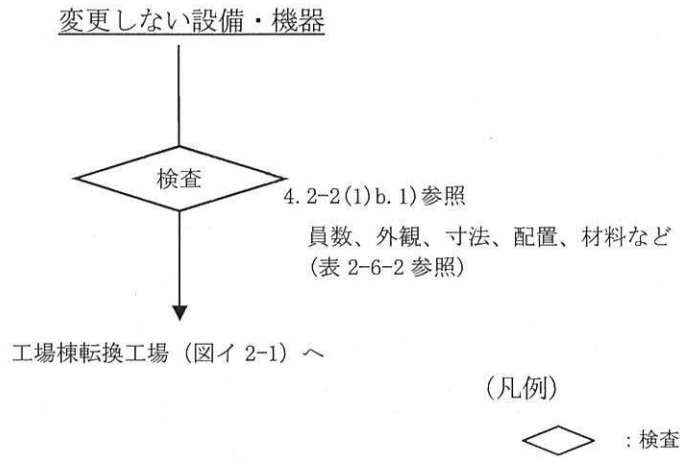


図ト 2-5-1 工事の手順フロー図 (改造する設備・機器)

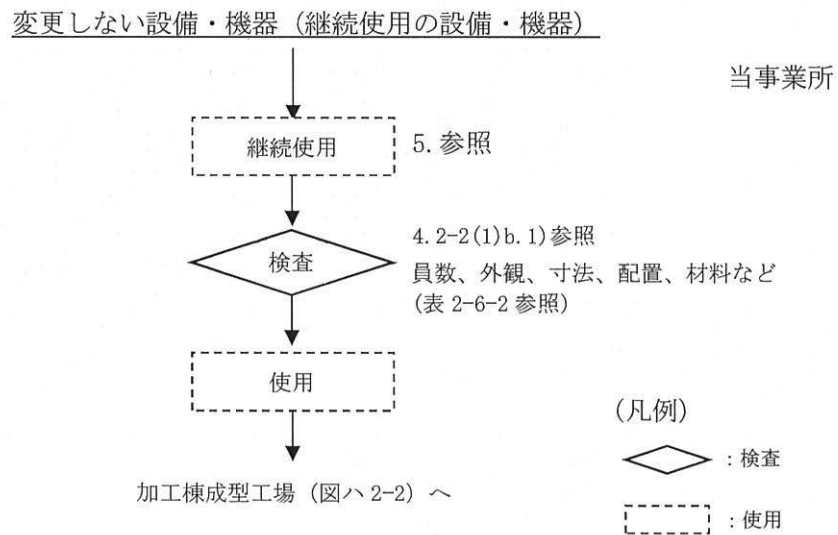


図ト 2-5-2 工事の手順フロー図（改造する継続使用の設備・機器）

当事業所



図ト 2-6-1 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)



図ト 2-6-2 工事の手順フロー図 (変更しない継続使用の設備・機器)

#### 4. 2-3. 固体廃棄物の廃棄設備

##### (1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(三原燃 第18-1082号、三原燃第18-1174号)に示している。

工事対象の設備・機器から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象施設には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、2000ドラム缶に収納できる形に解体する。2000ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

##### a. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-7-1参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及びI-2の検査を実施する。不要となった部品は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

##### b. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図ト2-8-1参照)。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器についてI-2の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。

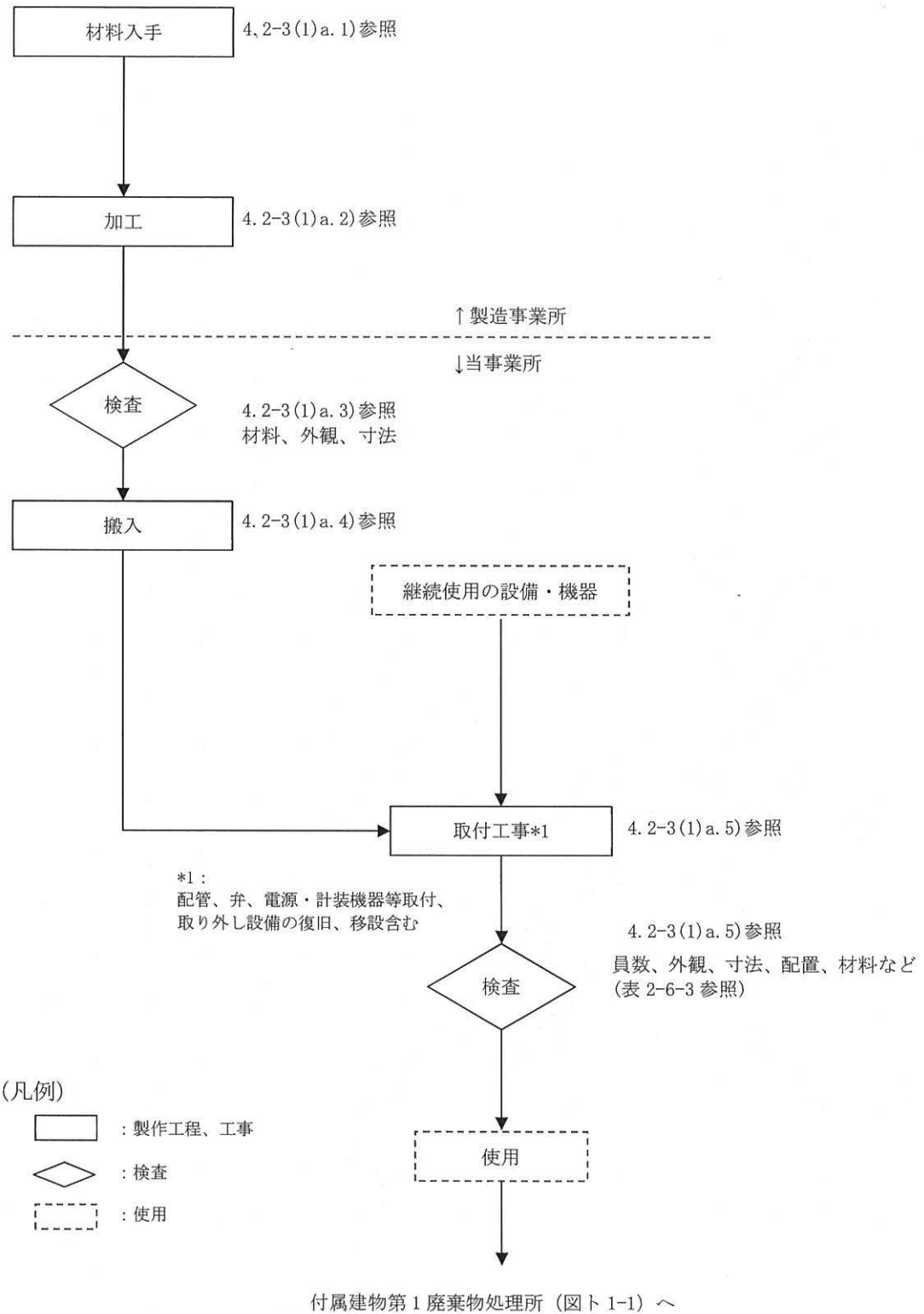
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
  - ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。
- b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）
- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
  - ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
  - ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
  - ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
  - ・高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業員は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
  - ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

### (3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

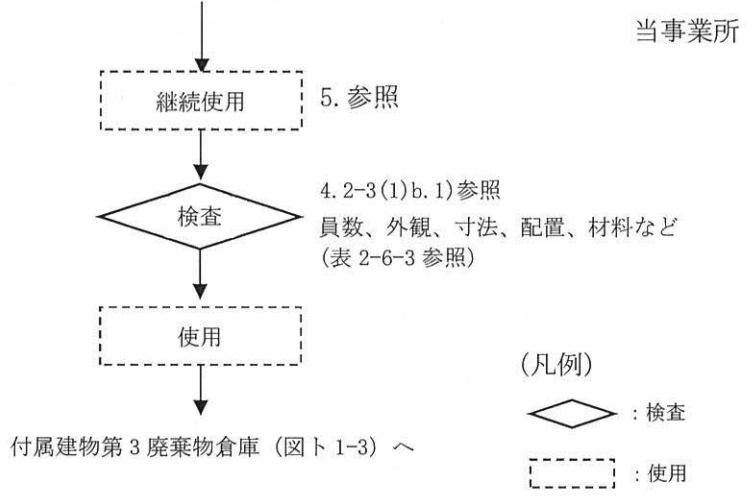
### (4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-6-3 に、検査の方法を表 2-8-1 に示す。



図ト 2-7-1 工事の手順フロー図 (改造する継続使用の設備・機器)

変更しない設備・機器（継続使用の設備・機器）



図ト 2-8-1 工事の手順フロー図（変更しない継続使用の設備・機器）

#### 4. 2-4. イオン交換塔(廃液処理設備(1))(撤去)

##### (1) 手順

今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-9-1参照)。

建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

- 1) 対象設備・機器を撤去する前に以下の作業を実施する。
  - ・必要に応じ周辺をシート等で養生する。
  - ・第1種管理区域に設置されている設備・機器は、付着しているウランを回収及び除染を実施する。
  - ・局所排気ダクト、配管(ガス、工業用水等)が接続されている設備・機器は元栓閉止後、切り離しを行い、閉止栓または閉止板を用いて縁切りを実施する。
  - ・可燃性ガス、試薬を取扱う設備、配管は水によりフラッシングを実施後、開放する。
  - ・電源が接続されている設備・機器は、主電源を切断後、不要なケーブル類を撤去する。
- 2) 設備・機器が固定されているボルト等を外す。
- 3) クレーン、フォークリフト、ハンドリフター等の適切な道具や設備で、撤去する設備・機器を切り離し、解体または保管場所に移動する。
- 4) 第1種管理区域より撤去する設備・機器のうち、核燃料物質で汚染しているものは、放射性固体廃棄物として200ℓドラム缶に収納する形に減容して、廃棄物管理棟に搬送して保管する。なお、第2種管理区域より撤去する設備・機器は指定された保管場所まで移動し、シート等で養生する。また、撤去・解体作業を実施する際、必要に応じて以下の作業を実施する。
  - ・火気を使用する場合は、周辺設備・機器に不燃シート等にて養生する。
  - ・粉塵・ヒュームが発生する場合は、局所廃棄設備等を仮設する。
- 5) 設備・機器撤去後の床表面は、修復後、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(難燃性材料)で塗装する(閉じ込め機能、核燃料物質等による汚染の防止については、添付書類適合説明書 資料18設(21.1-設1)参照。)
- 6) 撤去後の床を工事資機材等の仮置き場として使用する場合は、保護シート等で養生してから使用する。

##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

###### b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。



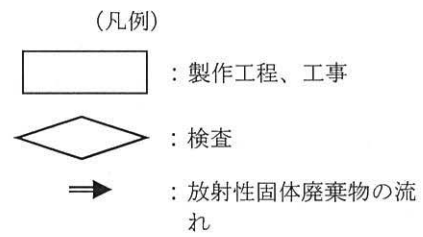
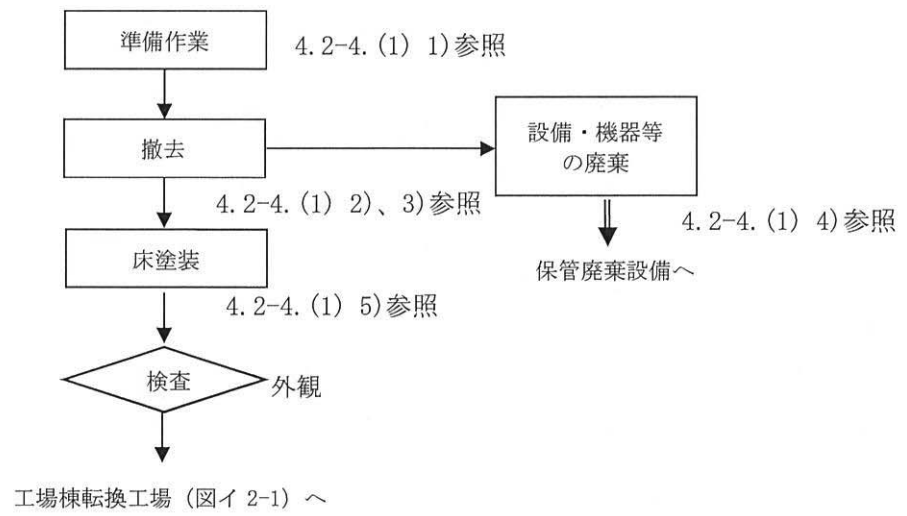
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
  - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
  - ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
  - ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内にて作業を実施する場合、作業員は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
  - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-6-2 に、検査の方法を表 2-8-2 に示す。



図ト 2-9-1 工事の手順フロー図 (撤去)

#### 4. 3. 準備工事（放射線管理棟、附属建物除染室・分析室、附属建物シリンダ洗浄棟）

##### (1) 手順

今回申請の放射線管理棟、附属建物除染室・分析室、附属建物シリンダ洗浄棟での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-1参照）により行う。

工事対象の設備機器から核燃料物質を移動して、核燃料物質の無い状態で工事する。

取り外した設備・機器は、新規制対応工事において復旧する。復旧する際は新規制基準に適合させる。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 附属建物シリンダ洗浄棟には核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
- ・ 気体廃棄設備は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。また、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。

工事手順を以下に示す。

- a. 核燃料物質の汚染のおそれのある設備・機器の取り外し、廃棄（解体撤去）に伴い、汚染が拡大するおそれがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。
- b. 取り外し対象の設備・機器は、固定しているボルト等を取り外し、設備・機器を取り外す。取り外した設備・機器は、閉じ込めの機能を維持できるように、設備・機器の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。また、対象設備・機器に接続されているダクト、配管についても、設備・機器を取り外した後、閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。
- c. 取り外す設備・機器を一時保管するために、必要な面積を有する仮置き場所を確保する。取り外す設備・機器は、必要に応じて除染し、仮置き場所に一時保管する。
- d. 取り外しする設備・機器のうち、第1種管理区域に設置された設備・機器で核燃料物質に汚染され、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- ・ 一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。

c. 入退域・放射線管理

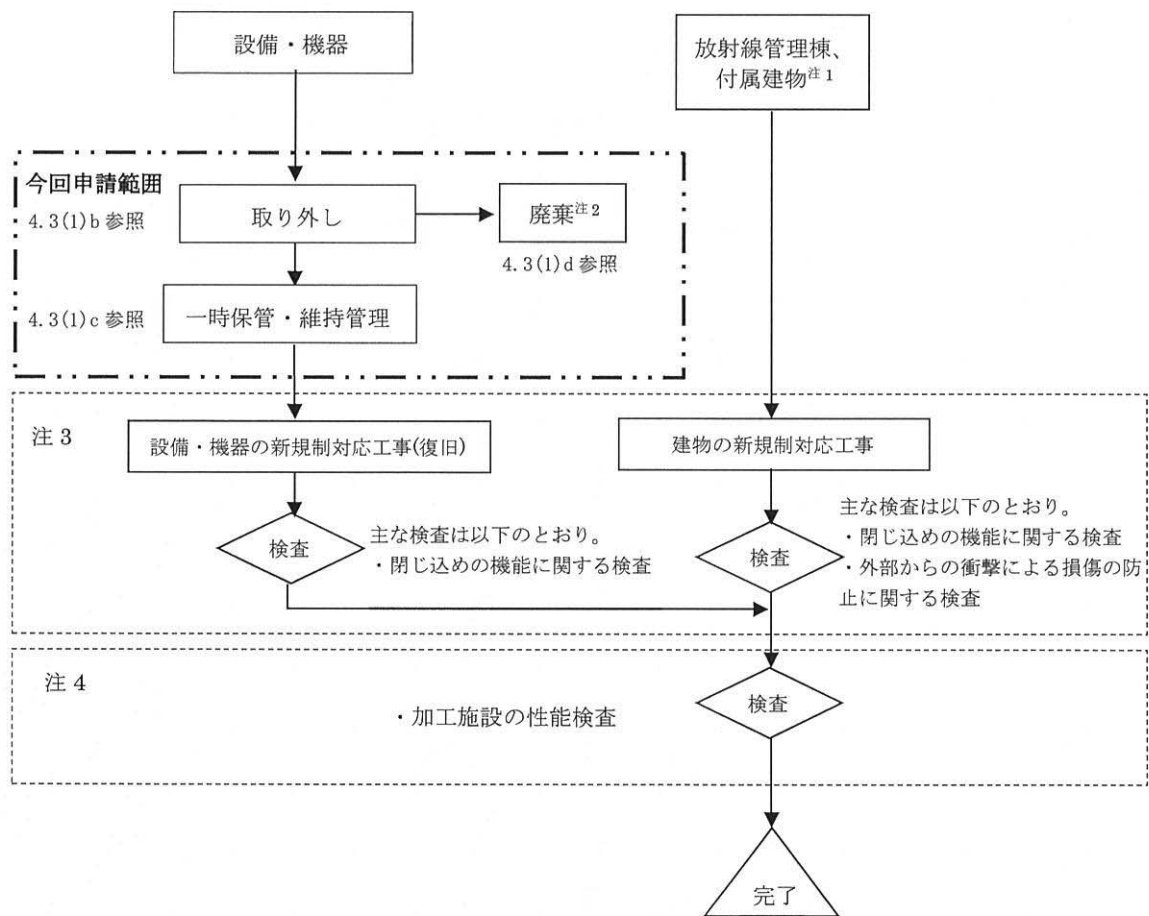
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



注 1：付属建物除染室・分析室、付属建物シリンダ洗浄棟。

注 2：第 1 種管理区域内で取り外した設備・機器のうち、不要となったものは、放射性廃棄物として保管廃棄する。

注 3：建物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、建物については、放射線管理棟及び付属建物除染室・分析室は第 4 次申請にて申請済み、付属建物シリンダ洗浄棟は今回申請する。設備・機器については次回以降申請を行う。

注 4：加工施設の性能検査については、次回以降申請を行う。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図ト準-1 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は準備工事のため検査を行わず、新規制対応工事後に検査を行う。

## 5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物第3廃棄物倉庫及び廃棄物貯蔵設備(5)は、内部に設備・機器を設置しており、外部衝撃から設備・機器を防護する機能を有するとともに、管理区域の閉じ込め機能(附属建物第3廃棄物倉庫を除く)、遮蔽機能等を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

今回申請の気体廃棄設備(1)～(6)({608}～{706})については、管理区域の閉じ込め機能の維持のため経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

加工施設の維持管理に不可欠な管理区域内の手洗い等で発生した排水を貯留及び処理するため、廃液処理設備(1)の地下集水槽、転換第2廃液貯槽({715}～{720})、及び廃液処理設備(4)({752}～{761})については、廃液や手洗い水等の貯留設備として経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物第3廃棄物倉庫及び廃棄物貯蔵設備(5)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1、図ト1-2、及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

また、管理区域内で発生した廃棄物の減容に使用する焼却設備の集塵機({792})、廃棄物を収納した廃棄物ドラム缶を搬送する焼却設備のクレーン({797})及び保管廃棄設備のクレーン({823})は、検査の合格をもって使用する。

工事を伴う廃液処理設備(1)、廃液処理設備(4)は、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持した状態で使用する。また、焼却設備の集塵機({792})、焼却設備のクレーン({797})及び保管廃棄設備のクレーン({823})は、工事完了後、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持した状態で使用する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表 (1/17)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {865} 建物 付属建物 第 1 廃棄物処理所 {866} 堰 (内部溢水止水用) {868} 飛散防止用防護ネット {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図 (図イ建-1-1) 参照	
機器名	付属建物第 1 廃棄物処理所 堰 (内部溢水止水用) 飛散防止用防護ネット 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	



表ト建-1-1 付属建物第1 廃棄物処理所 仕様表 (2/17)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柱脚補強 第1 廃棄物処理所の柱脚部を鉄筋コンクリート及び鋼板(ベースプレート)で根巻き補強する</li> <li>・ 鉄骨ブレース新設 第1 廃棄物処理所の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレース(筋交い)を新設する</li> <li>・ 鉄骨ブレース交換補強 第1 廃棄物処理所の既存鉄骨ブレース(筋交い)を撤去し、新たな鉄骨ブレースの交換により補強する</li> <li>・ 鉄骨梁交換補強 第1 廃棄物処理所の鉄骨梁を撤去し、新たな鉄骨梁の交換により補強する</li> <li>・ 屋根面ブレース追設 第1 廃棄物処理所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレース(筋交い)を追設する</li> <li>・ 柱補強 第1 廃棄物処理所の既存鉄骨柱を鋼材により補強する</li> <li>・ 柱梁仕口部補強 第1 廃棄物処理所の大梁仕口部及び継手部を溶接により補強する</li> <li>・ 柱脚部溶接補強 第1 廃棄物処理所の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接により補強する</li> </ul> <p>1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁サイディング補強 第1 廃棄物処理所の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする</li> <li>・ 鋼板新設 第1 廃棄物処理所外周の腰壁部に鋼板を新設する</li> <li>・ シャッタ新設 第1 廃棄物処理所前室の新設に伴い、第1 廃棄物処理所廃棄物処理室の既存鉄扉を撤去し、シャッタを新設する</li> <li>・ 鉄扉補強 第1 廃棄物処理所の既存鉄扉(SD-35 及びSD-74)を鉄扉補強材により補強する</li> </ul> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間仕切り壁更新 内部火災による延焼防止を目的に、第1 廃棄物処理所の間仕切り壁を耐火壁に更新する</li> </ul>
-------------	---

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表 (3/17)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネットの新設 第1廃棄物処理所の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する</li> <li>・ 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第1廃棄物処理所の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1) 非常用照明の復旧及び改造 仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1) 安全避難通路の増設 第1廃棄物処理所の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-4. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> </ul> <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1) 誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> <li>・ 消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul>												
<p>員数</p>	<p>1式</p>												
<p>一般仕様</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 1240 616 1323"> <p>型式</p> </td> <td data-bbox="616 1240 1388 1323"> <p>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート (ALC) 基礎 : (本体) 杭基礎</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1323 616 1352"> <p>主要な構造材</p> </td> <td data-bbox="616 1323 1388 1352"> <p>表ト建-2-1に示す</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1352 616 1413"> <p>寸法(単位:m)</p> </td> <td data-bbox="616 1352 1388 1413"> <p>(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 410m<sup>2</sup></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1413 616 1442"> <p>その他の構成機器</p> </td> <td data-bbox="616 1413 1388 1442"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1442 616 1471"> <p>その他の性能</p> </td> <td data-bbox="616 1442 1388 1471"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1471 616 1500"> <p>取扱う核燃料物質の状態</p> </td> <td data-bbox="616 1471 1388 1500"> <p>—</p> </td> </tr> </table>	<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート (ALC) 基礎 : (本体) 杭基礎</p>	<p>主要な構造材</p>	<p>表ト建-2-1に示す</p>	<p>寸法(単位:m)</p>	<p>(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 410m<sup>2</sup></p>	<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>	<p>その他の性能</p>	<p>—</p>	<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>
<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート (ALC) 基礎 : (本体) 杭基礎</p>												
<p>主要な構造材</p>	<p>表ト建-2-1に示す</p>												
<p>寸法(単位:m)</p>	<p>(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約 410m<sup>2</sup></p>												
<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>												
<p>その他の性能</p>	<p>—</p>												
<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>												

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表 (4/17)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1]                      安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1廃棄物処理所                             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法                                      十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>□ 支持地盤                                      N値30以上の砂礫層</li> <li>□ 杭材料                                      遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>□ 杭位置                                      杭先端深度：設計GLから-6.0m                                      配置：図ト建-1-6参照</li> <li>□ 杭構造・寸法                                      表ト建-2-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 第1廃棄物処理所1階床土間コンクリート                             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法                                      十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>□ 支持地盤                                      支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上                                      地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2]                      第1廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓){894,895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1]                      第1廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第2類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 第1廃棄物処理所</li> <li>□ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)){866}</li> <li>□ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){868}</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 気体廃棄設備(5){680,685,686,688~690}</li> <li>□ 非常用通報設備(放送設備{890,892})</li> <li>□ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>□ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901}</li> <li>□ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</li> </ul> </li> </ul>

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表 (5/17)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第2類である第1廃棄物処理所、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[6.1-建8] 第1廃棄物処理所に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するが、第1廃棄物処理所の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の第1廃棄物処理所と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第1廃棄物処理所の耐震重要度分類は第2類とする。</p> <p>[6.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-1-1、1-4 参照</li> <li>・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5 参照</li> </ul> <p>[6.1-建5]  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-1、図ト建-1-1~1-16 参照</li> <li>・ 一次設計                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.25G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。</li> </ul> </li> <li>・ 二次設計                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(1.25G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> </ul> </li> </ul> </p> <p>[6.1-建6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-6-3 参照</li> <li>□ 寸法、構造、材料：表ト建-2-1 参照</li> </ul> </li> <li>・ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-5-1 参照</li> <li>□ 寸法、構造、材料：表ト建-2-1 参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[6.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-2-4 参照</li> </ul> </li> <li>・ 消火設備(屋外消火栓)             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-4-1 参照</li> </ul> </li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-3-4、3-5 参照</li> </ul> </li> <li>・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-1-4、1-5 参照</li> </ul> </li> </ul>
---------------	------------	---

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表 (6/17)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建10]</p> <p>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類の水平地震力で弾性範囲とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)の水平地震力：1.5G</li> <li>・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の水平地震力：0.6G</li> </ul>
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m～32mの高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建1]</p> <p>(竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-1、図ト建-1-1～1-14参照             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ F1竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第1廃棄物処理所の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> <li>□ 第1廃棄物処理所の各部に対して、短期許容荷重が、上記F1竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。</li> <li>□ F1竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。</li> </ul> </li> </ul> <p>[8.1-建2]</p> <p>(洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p>

表ト建-1-1 付属建物第1 廃棄物処理所 仕様表 (7/17)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃</li> <li>・ 対象設備                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 不凍式の屋外消火栓</li> </ul> </li> <li>・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。</li> </ul> <p>[8.1-建 4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水 (150mm/h)</li> <li>・ 対象設備・構造                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-1-3、1-4 参照)</li> <li>□ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止</li> <li>□ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止</li> </ul> </li> </ul> <p>[8.1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ることを確認した。</p> <p>[8.1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-1-4 に示すように最大で約 9.2m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-1 に示す第 1 廃棄物処理所の ALC 屋根は、折板屋根と同等以上の強度を有しており、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>)で約 10cm(約 60cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外北側に設置のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-1-1 参照)</p> <p>[8.1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの後ろにフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象部位の位置 ストレーナ：図イ建-1-1 参照 フィルタ：図ト系 5-3 参照</li> </ul>
---------------	-----------------	--

表ト建-1-1 付属建物第1 廃棄物処理所 仕様表 (8/17)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 なお、第1 廃棄物処理所は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LP ガスローリの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離<sup>※</sup>を適用し、また、水素トレーラの爆発評価は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災影響評価対象：図ト建-1-1、1-2 参照</li> <li>・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-1-10(1/10)～(10/10)参照</li> </ul> <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>※「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第 72 条第 2 号ロに定める第一種保安物件に対する距離。</p> <p>[8.2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8.2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。</li> <li>・ 第1 廃棄物処理所は、表ト建-2-1 に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-1-6、図ト建-1-1、1-4 参照)等の堅牢な障壁を有する。</li> <li>・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。</li> <li>・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。</li> <li>・ 第1 廃棄物処理所は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は可燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</li> </ul> <p>[9.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表 (9/17)

<p style="writing-mode: vertical-rl;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-建1]                  汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第1廃棄物処理所は第1種管理区域に設定する。(図イ建-1-4参照)</p> <p>[10.1-建2]                  第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(5){679~690,692}により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。                  ・ 負圧:5Pa以上</p> <p>[10.1-建6]                  第1廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建4]                  第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建5]                  第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第1廃棄物処理所の1階に、高さ110mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ非-6-3参照)                  なお、漏水検知警報設備{867}は次回以降申請する。</p>
---	----------------	--



表ト建-1-1 附属建物第1 廃棄物処理所 仕様表 (10/17)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建 1]                  消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 感知器(熱) : 10 個 (1 階)</li> <li>□ 感知器(空気管式) : 4 基 (2 階)</li> <li>□ 警報設備(ベル) : 3 個 (1 階 : 2 個、2 階 : 1 個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                      図リ非-3-4、3-5 参照</li> </ul> <p>[11.1-建 2]                  消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備 {899, 901} を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 発信機(P 型) : 3 個 (1 階 : 2 個、2 階 : 1 個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                      図リ非-3-4、3-5 参照</li> </ul> <p>[11.1-建 3]                  消防法第十七条第 1 項に基づき、消火器 {894, 898} を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 粉末消火器 10 型 : 11 本 (1 階 : 9 本、2 階 : 2 本)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                      消防法施行規則第六条第 6 項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。                      図リ非-4-8、4-9 参照</li> </ul> <p>[11.1-建 5]                  消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。                  屋外消火栓は、防火水槽 {894, 896} と消火水配管により接続される。                  なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ {894, 897} は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋外消火栓 : 不凍式 1 基 (第 1 廃棄物処理所の近傍) (図リ非-4-1 参照)</li> <li>□ 各消火栓に設置するホース : 20m ホース 2 本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離 : 40m 以下 (図リ非-4-1 参照)</li> </ul> </li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ非-4-2 参照</li> </ul> <p>[11.3-建 1]                  建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第 1 廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料                      主要構造材を表ト建-2-1 に示す。</li> </ul> <p>[11.3-建 2]                  以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 緊急対策設備(2) (飛散防止用防護ネット) : 図リ非-5-1 参照</li> <li>□ 緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用)) : 図リ非-6-3 参照</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料 : 表ト建-2-1 参照                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 緊急対策設備(2) (飛散防止用防護ネット)  <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> : ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、                      接合コイル、結束線</li> <li>□ <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> : 強力長シャックル</li> <li>□ 緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用)) : ステンレス鋼(固定式)</li> </ul> </li> </ul>
---------------	-------------	---

表ト建-1-1 附属建物第1廃棄物処理所 仕様表 (11/17)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建3]                  火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-1-8のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建4]                  第1廃棄物処理所各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-1-9(2/2)参照</li> </ul> <p>[11.3-建5]                  火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置                      図ト建-1-1、1-2参照</li> <li>・ 設置設備の材料                      図イ建-1-9(2/2)参照</li> </ul> <p>[11.3-建7]                  電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料                      建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul> <p>[11.3-建8]                  電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
---------------	-------------	--

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表 (12/17)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	<p>[12.1-建2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溢水防護区画：図リ非-6-1 参照</li> </ul> <p>[12.1-建1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。堰の材料は、耐食性を有する材料とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-1、図リ非-6-3 参照</li> </ul> <p>[12.1-建3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。</p> <p>[12.1-建4] 第1廃棄物処理所内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ非-6-3 参照)</p> <p>[12.1-建6] 第1廃棄物処理所の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>
	安全避難通路等	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図リ非-1-4 参照</li> </ul> <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(8台(1階：7台、2階：1台))及び誘導灯(7個(1階)))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図リ非-1-4、1-5 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。また、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐食性を有する材料 <input type="text"/> を使用することにより、長期間、保守、修理が不要な設計とする。</p> <p>[14.4-建1] 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)(782~794)(次回以降申請)は、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。</p> <p>[14.1-建5] 気体廃棄設備(5)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中の放射性物質等が建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p>

表ト建-1-1 附属建物第1廃棄物処理所 仕様表 (13/17)

技術基準に基づく設計(注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建1] 第1廃棄物処理所には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。</p> <p>[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[21.1-建1] 第1廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下(床面から高さ2mまでは樹脂系塗料で塗装する)</li> </ul>
遮蔽	<p>[22.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-1参照</li> <li>・ 周辺監視区域外における実効線量 7×10<sup>-2</sup>mSv/年</li> <li>・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年</li> </ul> <p>[22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>	
換気設備	<p>[23.1-建1] 20,000m<sup>3</sup>/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(5)を施設できる構造とする。</p>	

表ト建-1-1 付属建物第1 廃棄物処理所 仕様表 (14/17)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[24. 1-建 1]</p> <p>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非常用通報設備</td> <td>放送設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*4</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 放送設備本体を介して接続      *2: 電話交換機を介して接続 *3: 受信器を介して接続              *4: 中継盤を介して接続</p> <p>[24. 1-建 2]</p> <p>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3 変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24. 2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備(890, 893)(有線式))</li> </ul> </li> <li>□ 自動火災報知設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災感知設備</li> <li>・ それに連動する警報設備</li> </ul> </li> <li>□ 緊急対策設備(1)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用照明</li> <li>・ 誘導灯</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)</li> </ul> </li> <li>・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。</li> </ul>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*2	○	-	○	無線式	-	-	○	自動火災報知設備	火災感知設備*3	○	-	○	警報設備(ベル)*4	○	-	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○	誘導灯	○	-	○
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																							
非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○																																								
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*2	○	-	○																																							
		無線式	-	-	○																																							
自動火災報知設備	火災感知設備*3	○	-	○																																								
	警報設備(ベル)*4	○	-	○																																								
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																								
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○																																								
	誘導灯	○	-	○																																								

表ト建-1-1 附属建物第1廃棄物処理所 仕様表 (15/17)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-建1]                  事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):3台(1階)</li> <li>◦ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式1台(1階)、無線式1台(1階)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                      図リ非-2-4 参照</li> </ul>
	<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建3]                  更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、第1廃棄物処理所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻防護ラインの設定について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。</li> </ul> </li> <li>・ 竜巻防護ライン                      図イ建-1-6 参照</li> <li>・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価                     <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 第1廃棄物処理所                              建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。</li> <li>◦ 第1廃棄物処理所の外壁(サイディング)                              サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> <li>◦ 第1廃棄物処理所の鉄扉                              補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> </ul> </li> </ul> <p>[99-建4]                  F3竜巻に対し、第1廃棄物処理所の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。                  位置:図リ非-5-1、5-3 参照</p> <p>建物内からの想定される飛散物は、事業許可の記載と同様にダクトを想定しており、外部からの想定飛来物の衝撃荷重は、F3竜巻による風圧力荷重(金網の充実率考慮)と飛散物の衝撃荷重を組み合わせたものを包絡する荷重である。                  なお、第1廃棄物処理所は、ダクトを固縛することで設備・機器への落下を防止する。想定される外部からの飛来物は、プレハブ物置(大)、軽トラックを想定しており、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)によって防護する。                  また、屋根が損傷した場合、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)はF3竜巻荷重を受けるが、竜巻荷重は飛来物による荷重より小さいことから、飛散防止用防護ネットは損傷しない。</p> <p>[99-建5]                  敷地境界から第1廃棄物処理所までの距離は140mであるため、F3竜巻による敷地外からの想定飛来物である軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)が飛来する恐れがあるが、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)が飛来しても、外壁及び鉄扉は貫通しない。                  なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。                  また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建6]                  第1廃棄物処理所に前室を新設し、第1種管理区域と屋外との境界にあるため、第2種管理区域として設定する。</p>

表ト建-1-1 附属建物第1廃棄物処理所 仕様表 (16/17)

添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建-1-2(1/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建-1-2(2/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(2階)</p> <p>図イ建-1-2(3/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(R階)</p> <p>図イ建-1-3(1/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(1)</p> <p>図イ建-1-4 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図</p> <p>図イ建-1-5 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置</p> <p>図イ建-1-6 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン</p> <p>図イ建-1-7 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表</p> <p>図イ建-1-7-1 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッター及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図</p> <p>図イ建-1-8 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図</p> <p>図イ建-1-9(2/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)</p> <p>図イ建-1-10(1/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-1-10(2/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建-1-10(3/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(3)</p> <p>図イ建-1-10(4/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建-1-10(5/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建-1-10(6/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建-1-10(7/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-1-10(8/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建-1-10(9/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(9)</p> <p>図イ建-1-10(10/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(10)</p> <p>図ト建-1-1 附属建物 第1廃棄物処理所 1階平面図</p> <p>図ト建-1-2 附属建物 第1廃棄物処理所 2階平面図</p> <p>図ト建-1-3 附属建物 第1廃棄物処理所 屋根伏図</p> <p>図ト建-1-4 附属建物 第1廃棄物処理所 立面図</p> <p>図ト建-1-5 附属建物 第1廃棄物処理所 断面図</p> <p>図ト建-1-6 附属建物 第1廃棄物処理所 杭及び基礎及び1階伏図</p> <p>図ト建-1-7 附属建物 第1廃棄物処理所 2階床梁伏図</p> <p>図ト建-1-8 附属建物 第1廃棄物処理所 R階伏図</p> <p>図ト建-1-9 附属建物 第1廃棄物処理所 A,B通り軸組図</p> <p>図ト建-1-10 附属建物 第1廃棄物処理所 C通り軸組図</p> <p>図ト建-1-11 附属建物 第1廃棄物処理所 2,5通り軸組図</p> <p>図ト建-1-12 附属建物 第1廃棄物処理所 8,9通り軸組図</p> <p>図ト建-1-13 附属建物 第1廃棄物処理所 A,C通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p> <p>図ト建-1-14 附属建物 第1廃棄物処理所 2,9通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p>
-----	--

表ト建-1-1 付属建物第1廃棄物処理所 仕様表 (17/17)

添付図	<p>図ト建-1-15 付属建物 第1廃棄物処理所 外壁サイディング補強及び屋根面ブレース補強概略図</p> <p>図ト建-1-16 付属建物 第1廃棄物処理所 鉄骨ブレース補強、柱梁仕口部補強、柱脚部溶接補強概略図</p> <p>図ト遮-1 付属建物 第1廃棄物処理所 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図ト系 5-3 気体廃棄設備 (5) 廃棄物処理室・排気室 給気系統</p> <p>図リ非-1-4 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-1-5 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (第1廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-2-4 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-3-4 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-3-5 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (第1廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ非-4-2 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ非-4-8 消火設備 消火器 (第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-4-9 消火設備 消火器 (第1廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-5-1 緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット (第1廃棄物処理所)</p> <p>図リ非-5-3 緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット取付概略図 (第1廃棄物処理所)</p> <p>図リ非-6-1 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画</p> <p>図リ非-6-3 緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用) (付属建物 第1廃棄物処理所 1階)</p>
-----	---

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。



表ト建-1-2 付属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表 (1/11)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{880} 建物 付属建物 第1 廃棄物処理所前室 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図 (図イ建-1-1) 参照	
機器名	付属建物第1 廃棄物処理所前室 非常用通報設備 放送設備 消火設備 屋外消火栓 自動火災報知設備 火災感知設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	
変更内容	<p>新設</p> <p>1. 建物の新設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1 廃棄物処理所前室の新設 第1 廃棄物処理所の廃棄物処理室前に前室を新設する</li> </ul> <p>2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)非常用照明の増設 第1 廃棄物処理所前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>緊急対策設備(1)誘導灯の増設 第1 廃棄物処理所前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第1 廃棄物処理所前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> <li>非常用通報設備(放送設備)の増設 第1 廃棄物処理所前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備)の増設 第1 廃棄物処理所前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知を図る</li> </ul>	
員数	1 式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 屋根 : 鉄筋コンクリート 基礎 : 直接基礎
	主要な構造材	表ト建-2-2 に示す
	寸法 (単位 : m)	(本体) <input type="text"/> 延べ床面積 : 約 20 m <sup>2</sup>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	—	

表ト建-1-2 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表 (2/11)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1廃棄物処理所前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法 基礎梁下端面から深さ約1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持</li> <li>□ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建 2] 第1廃棄物処理所前室及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 第1廃棄物処理所前室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第1廃棄物処理所前室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第2類 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 第1廃棄物処理所前室</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備(放送設備){890, 892}</li> <li>□ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>□ 自動火災報知設備(火災感知設備){899, 900}</li> <li>□ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904})</li> </ul> </li> </ul>

表ト建-1-2 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表 (3/11)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建2] 耐震重要度分類第2類である第1廃棄物処理所前室は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[6.1-建8] 第1廃棄物処理所前室に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するが、第1廃棄物処理所前室の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の第1廃棄物処理所前室と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第1廃棄物処理所前室の耐震重要度分類は第2類とする。</p> <p>[6.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-1-5、図ト建-1-1、2-1、2-3 参照</li> <li>・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-1-5 参照</li> </ul> <p>[6.1-建5]  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-2、図ト建-2-1～2-7 参照</li> <li>・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.25G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。</li> </ul> </li> <li>・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(1.25G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> </ul> </li> </ul> </p> <p>[6.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-2-4 参照</li> </ul> </li> <li>・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-4-1 参照</li> </ul> </li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-3-4 参照</li> </ul> </li> <li>・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-1-4 参照</li> </ul> </li> </ul>
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p>

表ト建-1-2 付属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表 (4/11)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[8.1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-2、図ト建-2-1~2-7 参照</li> <li>□ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第1 廃棄物処理所前室の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> <li>□ 第1 廃棄物処理所前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。</li> <li>□ 構造的に独立した建物を接続する部分に設置するエキスパンションジョイントにはカバー(屋外)を設け、建物内部の設備/機器、及びエキスパンションジョイントの閉じ込め機能を有する部材(止水シート)が損傷することを防止する。</li> <li>□ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。</li> </ul> <p>[8.1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建 3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃</li> <li>・ 対象設備             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 不凍式の屋外消火栓</li> </ul> </li> <li>・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。</li> </ul> <p>[8.1-建 4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h)</li> <li>・ 対象設備・構造             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-2-2、2-3 参照)</li> <li>□ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止</li> <li>□ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止</li> </ul> </li> </ul> <p>[8.1-建 5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p>
----------------	---

表ト建-1-2 付属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表 (5/11)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-2-3 に示すように最大で約 4.9m であり、建築基準法第三十三條にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十條や消防法第十條に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-2 に示す第1 廃棄物処理所前室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>)で約 28cm(約 168cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し、屋上に登り作業する。</p> <p>[8.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり、森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発については、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 なお、第1 廃棄物処理所前室は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LP ガスローリの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離<sup>※</sup>を適用し、また、水素トレーラの爆発評価は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。 ・ 火災影響評価対象：(図ト建-2-1 参照) ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-1-10(1/10)～(3/10)、(5/10)～(10/10)参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>※「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第 72 条第 2 号ロに定める一種保安物件に対する距離。</p> <p>[8.2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8.2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
---------------	-----------------	--

表ト建-1-2 付属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表 (6/11)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-建 1]                      以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。</li> <li>・ 第1 廃棄物処理所前室は、表ト建-2-2 に示す主要な構造材、鉄扉（図イ建-1-6、図ト建-2-1、2-3 参照）等の堅牢な障壁を有する。</li> <li>・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。</li> <li>・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。</li> <li>・ 第1 廃棄物処理所前室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</li> </ul> <p>[9.1-建 2]                      当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-建 1]                      汚染の発生するおそれのない区域(第 2 種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第 1 種管理区域)を設定する。なお、第 1 種管理区域と屋外との境界にあたる第 1 廃棄物処理所前室は、第 2 種管理区域に設定する。(図イ建-1-4 参照)</p> <p>[10.1-建 3]                      第 1 廃棄物処理所前室は、第 2 種管理区域であるが、一時的に第 1 種管理区域のシャッターを解放するため、エキスパンションジョイントに止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、シャッター解放時に第 1 種管理区域の負圧が維持できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エキスパンションジョイントの位置                          図イ建-1-5、図ト建-1-1、2-1、2-3 参照</li> <li>・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料                          図イ建-1-5 参照</li> </ul>

表ト建-1-2 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表 (7/11)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建 1]                  消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 感知器(熱) : 2 個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                      図リ非-3-4 参照</li> </ul> <p>[11.1-建 5]                  消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。                  屋外消火栓は、防火水槽(894, 896)と消火水配管により接続される。                  なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ{894, 897}は、次回以降申請とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋外消火栓 : 不凍式 1 基 (第 1 廃棄物処理所前室の近傍) (図リ非-4-1 参照)</li> <li>□ 各消火栓に設置するホース : 20m ホース 2 本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離 : 40m 以下 (図リ非-4-1 参照)</li> </ul> </li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ非-4-2 参照</li> </ul> <p>[11.3-建 1]                  建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第 1 廃棄物処理所前室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料                      主要構造材を表ト建-2-2 に示す。</li> </ul> <p>[11.3-建 3]                  火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図イ建-1-8 のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建 4]                  第 1 廃棄物処理所前室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災区域毎の材料及び厚さ : 図イ建-1-9(2/2) 参照</li> </ul> <p>[11.3-建 5]                  火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置                      図ト建-2-1 参照</li> <li>・ 設置設備の材料                      図イ建-1-9(2/2) 参照</li> </ul> <p>[11.3-建 7]                  電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料                      建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。</li> <li>・ 耐火シールを施工する貫通部の配置                      図イ建-1-8 参照</li> </ul>
---------------	-------------	---

表ト建-1-2 付属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表 (8/11)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図リ非-1-4 参照</li> </ul> <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(1台)及び誘導灯(1個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図リ非-1-4 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-建1] 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)のクレーン{798}(次回以降申請)は、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	<p>[22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>	



表ト建-1-2 附属建物第1 廃棄物処理所前室 仕様表 (9/11)

技術基準に基づく設計(注)	換気設備	—																												
	非常用電源設備	<p>[24.1-建 1] 全ての非常用通報設備(放送設備)と自動火災報知設備(火災感知設備)は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用通報設備</td> <td>放送設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 放送設備本体を介して接続 *2: 受信器を介して接続</p> <p>[24.1-建 2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3 変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24.2-建 1]  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送設備</li> </ul> </li> <li>□ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災感知設備</li> </ul> </li> <li>□ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用照明</li> <li>・ 誘導灯</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)</li> </ul> </li> </ul> </p>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○	自動火災報知設備	火災感知設備*2	○	—	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	誘導灯	○	—
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																										
非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○																										
自動火災報知設備	火災感知設備*2	○	—	○																										
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																										
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○																										
	誘導灯	○	—	○																										
通信連絡設備	<p>[25.1-建 1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び工場内への放送連絡のために、以下の通報設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1 台</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ非-2-4 参照</li> </ul>																													

表ト建-1-2 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表 (10/11)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 3]            更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、第1 廃棄物処理所前室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻防護ラインの設定について               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 第1 廃棄物処理所前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないが、竜巻防護ラインの内とする。</li> </ul> </li> <li>・ 竜巻防護ライン               <ul style="list-style-type: none"> <li>図イ建-1-6 参照</li> </ul> </li> <li>・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 第1 廃棄物処理所前室                    建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。</li> <li>□ 第1 廃棄物処理所前室の外壁(鉄筋コンクリート)                    終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> <li>□ 第1 廃棄物処理所前室の鉄扉                    終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> </ul> </li> </ul> <p>[99-建 5]            敷地境界から第1 廃棄物処理所前室までの距離は 135m であるため、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物である軽トラック(最大飛散距離約 160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約 211m)が飛来する恐れがあるが、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)が飛来しても、外壁、屋根及び鉄扉は貫通しない。            なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。            また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建 6]            第1 廃棄物処理所前室は、第1 種管理区域と屋外との境界にあたるため、第2 種管理区域として設定する。</p>
----------------------	---

表ト建-1-2 付属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表 (11/11)

添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建-1-2(1/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建-1-3(1/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(1)</p> <p>図イ建-1-4 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図</p> <p>図イ建-1-5 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置</p> <p>図イ建-1-6 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン</p> <p>図イ建-1-7 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表</p> <p>図イ建-1-7-1 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッター及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図</p> <p>図イ建-1-8 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図</p> <p>図イ建-1-9(2/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)</p> <p>図イ建-1-10(1/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-1-10(2/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建-1-10(3/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(3)</p> <p>図イ建-1-10(5/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建-1-10(6/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建-1-10(7/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-1-10(8/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建-1-10(9/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(9)</p> <p>図イ建-1-10(10/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(10)</p> <p>図ト建-1-1 付属建物 第1廃棄物処理所 1階 平面図</p> <p>図ト建-2-1 付属建物 第1廃棄物処理所前室 平面図</p> <p>図ト建-2-2 付属建物 第1廃棄物処理所前室 屋根伏図</p> <p>図ト建-2-3 付属建物 第1廃棄物処理所前室 立面図</p> <p>図ト建-2-4 付属建物 第1廃棄物処理所前室 断面図</p> <p>図ト建-2-5 付属建物 第1廃棄物処理所前室 伏図</p> <p>図ト建-2-6 付属建物 第1廃棄物処理所前室 Y1, Y2 通り軸組図</p> <p>図ト建-2-7 付属建物 第1廃棄物処理所前室 X1, X2 通り軸組図</p> <p>図リ非-1-4 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-2-4 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-3-4 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (第1廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ非-4-2 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 消火栓からのアクセスルート</p>
-----	---

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ト建-1-3 附属建物第2廃棄物処理所 仕様表 (1/17)

<p>事業許可との対応</p>	<p>許可番号 (日付) 設備・機器名称</p>	<p>原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {869} 建物 附属建物 第 2 廃棄物処理所 {870} 堰 (内部溢水止水用) {872} 飛散防止用防護ネット {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>設置場所</p>	<p>敷地内建物配置図 (図イ建-1-1) 参照</p>	
<p>機器名</p>	<p>附属建物第2廃棄物処理所 堰 (内部溢水止水用) 飛散防止用防護ネット 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</p>	

表ト建-1-3 付属建物第2 廃棄物処理所 仕様表 (2/17)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柱梁仕口部補強 第2 廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とブレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追設、又は既存の座金とベースプレートを溶接により補強する</li> </ul> <p>1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁サイディング補強 第2 廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。また、南北渡り廊下と第1 廃棄物処理所及びシリング洗浄棟との境界にエキスパンションジョイントを設置する</li> <li>・ 鉄扉新設 第2 廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する</li> <li>・ 鉄扉補強 第2 廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>・ 折板追設補強 第2 廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存 ALC 屋根は残置し、折板の追設により補強する</li> <li>・ エキスパンションジョイント改造 南北渡り廊下と第1 廃棄物処理所及びシリング洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する</li> <li>・ 鋼板新設 第2 廃棄物処理所本体の1 階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する</li> </ul> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に、第2 廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する</li> </ul> <p>1-4. 外部階段移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2 廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する</li> </ul>
-------------	--

表ト建-1-3 付属建物第2 廃棄物処理所 仕様表 (3/17)

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネットの新設 第2 廃棄物処理所本体の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する</li> <li>・ 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第2 廃棄物処理所本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1 種管理区域外への溢水漏えい防止を図る</li> <li>・ 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設 第2 廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1 種管理区域外への溢水漏えい防止を図る</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1) 非常用照明の復旧及び改造 仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1) 安全避難通路の増設 第2 廃棄物処理所本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-4. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> </ul> <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1) 誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</li> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>・ 消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul>												
<p>員数</p>	<p>1 式</p>												
<p>一般仕様</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="280 1460 619 1585"> <p>型式</p> </td> <td data-bbox="625 1460 1383 1585"> <p>本体 : 鉄骨造、2 階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート (ALC)、(渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(渡り廊下) 直接基礎</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1594 619 1619"> <p>主要な構造材</p> </td> <td data-bbox="625 1594 1383 1619"> <p>表ト建-2-3 に示す</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1628 619 1753"> <p>寸法 (単位 : m)</p> </td> <td data-bbox="625 1628 1383 1753"> <p>(本体) <input type="text"/> (南渡り廊下 (第1 廃棄物処理所側)) <input type="text"/> (北渡り廊下 (シリンダ洗浄棟側)) <input type="text"/> 延べ床面積 : (本体) 約 385m<sup>2</sup> (渡り廊下) 約 15m<sup>2</sup></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1762 619 1787"> <p>その他の構成機器</p> </td> <td data-bbox="625 1762 1383 1787"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1796 619 1821"> <p>その他の性能</p> </td> <td data-bbox="625 1796 1383 1821"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1830 619 1854"> <p>取扱う核燃料物質の状態</p> </td> <td data-bbox="625 1830 1383 1854"> <p>—</p> </td> </tr> </table>	<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄骨造、2 階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート (ALC)、(渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(渡り廊下) 直接基礎</p>	<p>主要な構造材</p>	<p>表ト建-2-3 に示す</p>	<p>寸法 (単位 : m)</p>	<p>(本体) <input type="text"/> (南渡り廊下 (第1 廃棄物処理所側)) <input type="text"/> (北渡り廊下 (シリンダ洗浄棟側)) <input type="text"/> 延べ床面積 : (本体) 約 385m<sup>2</sup> (渡り廊下) 約 15m<sup>2</sup></p>	<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>	<p>その他の性能</p>	<p>—</p>	<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>
<p>型式</p>	<p>本体 : 鉄骨造、2 階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート (ALC)、(渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(渡り廊下) 直接基礎</p>												
<p>主要な構造材</p>	<p>表ト建-2-3 に示す</p>												
<p>寸法 (単位 : m)</p>	<p>(本体) <input type="text"/> (南渡り廊下 (第1 廃棄物処理所側)) <input type="text"/> (北渡り廊下 (シリンダ洗浄棟側)) <input type="text"/> 延べ床面積 : (本体) 約 385m<sup>2</sup> (渡り廊下) 約 15m<sup>2</sup></p>												
<p>その他の構成機器</p>	<p>—</p>												
<p>その他の性能</p>	<p>—</p>												
<p>取扱う核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>												

表ト建-1-3 付属建物第2 廃棄物処理所 仕様表 (4/17)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2 廃棄物処理所本体 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>□ 支持地盤 N 値 30 以上の砂礫層</li> <li>□ 杭材料 遠心カプレストレストコンクリート杭</li> <li>□ 杭位置 杭先端深度：設計 GL から-7.8m 配置：図ト建-3-6 参照</li> <li>□ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照</li> </ul> </li> <li>・ 第2 廃棄物処理所 1 階床及び第2 廃棄物処理所南北渡り廊下 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>□ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建 2] 第2 廃棄物処理所及び消火設備(屋外消火栓) {894, 895} は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 第2 廃棄物処理所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2 廃棄物処理所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第2 類 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 第2 廃棄物処理所</li> <li>□ 緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用)) {870}</li> <li>□ 緊急対策設備(2) (飛散防止用防護ネット) {872}</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3 類 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 気体廃棄設備(6) {694, 701, 702, 704~706}</li> <li>□ 非常用通報設備(非常ベル設備 {890, 891}、放送設備 {890, 892})</li> <li>□ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>□ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899, 900, 901}</li> <li>□ 緊急対策設備(1) (非常用照明 {902, 903}、誘導灯 {902, 904})</li> </ul> </li> </ul> <p>[6.1-建 2] 耐震重要度分類第2 類である第2 廃棄物処理所、緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用)) 及び緊急対策設備(2) (飛散防止用防護ネット) は、耐震重要度分類第3 類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>

表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表 (5/17)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 8]                  第2廃棄物処理所に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するが、第2廃棄物処理所の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の第2廃棄物処理所と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建 3]                  建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第2廃棄物処理所の耐震重要度分類は第2類とする。</p> <p>[6.1-建 4]                  構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エクスパンションジョイントの位置                      図イ建-1-5、図ト建-3-1、3-3参照</li> <li>・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料                      図イ建-1-5参照</li> </ul> <p>[6.1-建 5]                  ・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3、図ト建-3-1～3-21参照                  ・ 一次設計                 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(0.25G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。</li> </ul>                 ・ 二次設計                 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第2類の割増し係数(1.25)を乗じて算出した地震力(1.25G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> </ul> </p> <p>[6.1-建 6]                  緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))及び緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))                 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-6-4参照</li> <li>□ 寸法、構造、材料：表ト建-2-3参照</li> </ul> </li> <li>・ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-5-2参照</li> <li>□ 寸法、構造、材料：表ト建-2-3参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[6.1-建 7]                  非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-2-5、2-6参照</li> </ul> </li> <li>・ 消火設備(屋外消火栓)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-4-1参照</li> </ul> </li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-3-6、3-7参照</li> </ul> </li> <li>・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-1-6、1-7参照</li> </ul> </li> </ul>
---------------	------------	---



表ト建-1-3 附属建物第2 廃棄物処理所 仕様表 (6/17)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 10]</p> <p>緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2 類の水平地震力で弾性範囲とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)の水平地震力: 1.5G</li> <li>・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の水平地震力: 0.6G</li> </ul>
	津波による損傷の防止	<p>[7.1-建 1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 1]</p> <p>(竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-3、図ト建-3-1~3-20 参照 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第2 廃棄物処理所の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> <li>□ 第2 廃棄物処理所の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。</li> <li>□ 構造的に独立した建物を接続する部分に設置するエキスパンションジョイントにはカバー(屋外)を設け、建物内部の設備/機器、及びエキスパンションジョイントの閉じ込め機能を有する部材(止水シート)が損傷することを防止する。</li> <li>□ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。</li> </ul> </li> </ul> <p>[8.1-建 2]</p> <p>(洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

表ト建-1-3 付属建物第2 廃棄物処理所 仕様表 (7/17)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃</li> <li>・ 対象設備                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 不凍式の屋外消火栓</li> </ul> </li> <li>・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。</li> </ul> <p>[8.1-建 4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水 (150mm/h)</li> <li>・ 対象設備・構造                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-3-3、3-4 参照)</li> <li>□ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止</li> <li>□ 第2 廃棄物処理所本体の屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止</li> </ul> </li> </ul> <p>[8.1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8.1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-3-4 に示すように最大で約 9.5m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[8.1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-3 に示す第2 廃棄物処理所の ALC 屋根及び第2 廃棄物処理所南北渡り廊下の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>)で約 10cm(約 60cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップ又は梯子を使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-3-4 参照)</p> <p>[8.1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象部位の位置 ストレーナ：図イ建-1-1 参照 フィルタ：図ト系 6-6 参照</li> </ul>
---------------	-----------------	---

表ト建-1-3 附属建物第2廃棄物処理所 仕様表 (8/17)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[8.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 なお、第 2 廃棄物処理所は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LP ガスローリの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離<sup>※</sup>を適用し、また、水素トレーラの爆発評価は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災影響評価対象：図ト建-3-1、3-2 参照</li> <li>・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-1-10(1/10)、(2/10)、(4/10)～(10/10)参照</li> </ul> <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>※「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第 72 条第 2 号ロに定める第一種保安物件に対する距離。</p> <p>[8.2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[8.2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。</li> <li>・ 第 2 廃棄物処理所は、表ト建-2-3 に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-1-6、図ト建-3-1、3-2、3-4 参照)等の堅牢な障壁を有する。</li> <li>・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。</li> <li>・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。</li> <li>・ 第 2 廃棄物処理所は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</li> </ul> <p>[9.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表 (9/17)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[10.1-建 1]                  汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第2廃棄物処理所の一部(廃棄物プレス室等)は第1種管理区域に設定する。(図イ建-1-4参照)</p> <p>[10.1-建 2]                  第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(6){693~696, 698, 700~706}により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負圧: 5Pa 以上</li> </ul> <p>[10.1-建 6]                  第2廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[10.1-建 3]                  構造的に独立した建物を接続する部分に設置するエキスパンションジョイントは、屋外との境界に止水シートを設置し、漏えいの少ない設計とすることにより、負圧を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エキスパンションジョイントの位置                      図イ建-1-5、図ト建-3-1、3-4参照</li> <li>・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料                      図イ建-1-5参照</li> </ul> <p>[10.1-建 4]                  第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-建 5]                  以下の目的のために、第2廃棄物処理所の1階に、150mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ非-6-4参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1種管理区域から非管理区域への溢水の漏えい防止</li> <li>・ 非管理区域から第1種管理区域への溢水の漏えい防止</li> </ul> <p>なお、漏水検知警報設備(871)は次回以降申請する。</p>
---------------	---------	--

表ト建-1-3 附属建物第2廃棄物処理所 仕様表 (10/17)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-建 1]                  消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 感知器(煙):2個 (1階南北渡り廊下)</li> <li>□ 感知器(熱):7個 (1階)</li> <li>□ 感知器(空気管式):5基 (1階:1基、2階:4基)</li> <li>□ 警報設備(ベル):2個 (1階:1個、2階:1個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                      図リ非-3-6、3-7 参照</li> </ul> <p>[11.1-建 2]                  消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899,901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 発信機(P型):2個 (1階:1個、2階:1個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                      図リ非-3-6、3-7 参照</li> </ul> <p>[11.1-建 3]                  消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894,898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 粉末消火器10型:10本 (1階:8本、2階:2本)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                      消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。                      図リ非-4-10、4-11 参照</li> </ul> <p>[11.1-建 5]                  消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。                  屋外消火栓は、防火水槽{894,896}と消火水配管により接続される。                  なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ{894,897}は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋外消火栓:不凍式2基(第2廃棄物処理所の近傍)(図リ非-4-1参照)</li> <li>□ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照)</li> </ul> </li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-2 参照</li> </ul> <p>[11.3-建 1]                  建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料                      主要構造材を表ト建-2-3に示す。</li> </ul> <p>[11.3-建 2]                  以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット):図リ非-5-2 参照</li> <li>□ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):図リ非-6-4 参照</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料:表ト建-2-3 参照                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)                              ステンレス鋼:ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、                              接合コイル、結束線                              クロムモリブデン鋼:強力長シャックル</li> <li>□ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)</li> </ul> </li> </ul>
---------------	-------------	---

表ト建-1-3 附属建物第2 廃棄物処理所 仕様表 (11/17)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図イ建-1-8 のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建 4] 第2 廃棄物処理所各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(6)で構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-1-9(1/2)参照</li> </ul> <p>[11.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置 図ト建-3-1、3-2 参照</li> <li>・ 設置設備の材料 図イ建-1-9(1/2)参照</li> </ul> <p>[11.3-建 7] 電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul> <p>[11.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
	溢水による損傷の防止	<p>[12.1-建 2] 第1 種管理区域外への溢水の流出を防止、及び非管理区域から第1 種管理区域への溢水の流入を防止するため、溢水防護区画を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溢水防護区画：図リ非-6-1 参照</li> </ul> <p>[12.1-建 1] 第1種管理区域外への溢水の流出又は非管理区域から第1種管理区域への流入を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。堰の材料は、耐食性を有する材料とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3、図リ非-6-4 参照</li> </ul> <p>[12.1-建 3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。</p> <p>[12.1-建 4] 第2 廃棄物処理所内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ非-6-4 参照)</p> <p>[12.1-建 6] 第2 廃棄物処理所の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>

表ト建-1-3 附属建物第2 廃棄物処理所 仕様表 (12/17)

<p style="writing-mode: vertical-rl;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置     図リ非-1-6 参照</li> </ul> <p>[13.1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(17台(1階:9台、2階:8台))及び誘導灯(12個(1階:10個、2階:2個)))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置     図リ非-1-6、1-7 参照     消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造     消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。</li> </ul>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。 また、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐食性を有する材料 <input type="text"/> を使用することにより、長期間、保守、修理が不要な設計とする。</p> <p>[14.4-建 1] 固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備){799~803}(次回以降申請)は、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。</p> <p>[14.1-建 5] 気体廃棄設備(6)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中の放射性物質等が建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p>

表ト建一1-3 附属建物第2 廃棄物処理所 仕様表 (13/17)

技術基準に基づく設計(注)	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建1] 第2 廃棄物処理所には、施設外への漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。</p> <p>[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>
	放射線管理施設	<p>[19.1-建1] 放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査エリア及びシャワー室を設置する。</p>
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[21.1-建1] 第2 廃棄物処理所内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下(床面から高さ2mまでは樹脂系塗料で塗装する)</li> </ul>
	遮蔽	<p>[22.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-2 参照</li> <li>・ 周辺監視区域外における実効線量 7×10<sup>-2</sup>mSv/年</li> <li>・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年</li> </ul> <p>[22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
換気設備	<p>[23.1-建1] 32,000m<sup>3</sup>/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(6)を施設できる構造とする。</p>	





表ト建-1-3 附属建物第2廃棄物処理所 仕様表 (15/17)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25-1-建 1]            事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):5台(1階:4台、2階:1台)</li> <li>□ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式2台(1階)、無線式1台(1階)</li> <li>□ 非常用通報設備(非常ベル設備):2個(1階:1個、2階:1個)</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                図リ非-2-5、2-6参照</li> </ul>
<p>その他事業許可で求める仕様</p>		<p>[99-建 3]            更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、第2廃棄物処理所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻防護ラインの設定について               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。</li> </ul> </li> <li>・ 竜巻防護ライン                図イ建-1-6参照</li> <li>・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 第2廃棄物処理所                    建物の保有水平耐力が、F3竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。</li> <li>□ 第2廃棄物処理所の外壁(サイディング)                    サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> <li>□ 第2廃棄物処理所の鉄扉                    新設又は補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> </ul> </li> </ul> <p>[99-建 4]            F3竜巻に対し、第2廃棄物処理所本体の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。            位置:図リ非-5-2、5-4参照            建物内からの想定される飛散物は、事業許可の記載と同様にダクトを想定しており、外部からの想定飛来物の衝撃荷重は、F3竜巻による風圧力荷重(金網の充実率考慮)と飛散物の衝撃荷重を組み合わせたものを包絡する荷重である。            なお、第2廃棄物処理所は、ダクトを固縛することで設備・機器への落下を防止する。想定される外部からの飛来物は、プレハブ物置(大)、軽トラックを想定しており、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)によって防護する。            また、屋根が損傷した場合、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)はF3竜巻荷重を受けるが、竜巻荷重は飛来物による荷重より小さいことから、飛散防止用防護ネットは損傷しない。</p> <p>[99-建 5]            敷地境界から第2廃棄物処理所までの距離は156mであるため、F3竜巻による敷地外からの想定飛来物である軽トラック(最大飛散距離約160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約211m)が飛来する恐れがあるが、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)が飛来しても、外壁及び鉄扉は貫通しない。            なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。            また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>

表ト建-1-3 附属建物第2廃棄物処理所 仕様表 (16/17)

添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建-1-2(1/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建-1-2(2/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(2階)</p> <p>図イ建-1-2(3/3) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 補強箇所説明図(R階)</p> <p>図イ建-1-3(2/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建物の補強工事と各影響評価との関係(2)</p> <p>図イ建-1-4 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 管理区域区分図</p> <p>図イ建-1-5 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 エキスパンションジョイント設置位置</p> <p>図イ建-1-6 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン</p> <p>図イ建-1-7 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 建具表</p> <p>図イ建-1-7-1 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 新設鉄扉、シャッター及び鉄扉補強、ガラリ固縛概要図</p> <p>図イ建-1-8 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域図</p> <p>図イ建-1-9(1/2) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1)</p> <p>図イ建-1-10(1/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-1-10(2/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建-1-10(4/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建-1-10(5/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建-1-10(6/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建-1-10(7/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-1-10(8/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建-1-10(9/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(9)</p> <p>図イ建-1-10(10/10) シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 外部火災、爆発の影響評価(10)</p> <p>図ト建-3-1 附属建物 第2廃棄物処理所 1階平面図</p> <p>図ト建-3-2 附属建物 第2廃棄物処理所 2階平面図</p> <p>図ト建-3-3 附属建物 第2廃棄物処理所 屋根伏図</p> <p>図ト建-3-4 附属建物 第2廃棄物処理所 立面図</p> <p>図ト建-3-5 附属建物 第2廃棄物処理所 断面図</p> <p>図ト建-3-6 附属建物 第2廃棄物処理所 杭及び基礎及び1階伏図</p> <p>図ト建-3-7 附属建物 第2廃棄物処理所 2階床梁伏図</p> <p>図ト建-3-8 附属建物 第2廃棄物処理所 小屋伏図</p> <p>図ト建-3-9 附属建物 第2廃棄物処理所 2通り軸組図</p> <p>図ト建-3-10 附属建物 第2廃棄物処理所 4通り軸組図</p> <p>図ト建-3-11 附属建物 第2廃棄物処理所 7通り軸組図</p> <p>図ト建-3-12 附属建物 第2廃棄物処理所 8通り軸組図</p> <p>図ト建-3-13 附属建物 第2廃棄物処理所 D通り軸組図</p> <p>図ト建-3-14 附属建物 第2廃棄物処理所 E通り軸組図</p> <p>図ト建-3-15 附属建物 第2廃棄物処理所 F, Fa, Ca 通り軸組図</p> <p>図ト建-3-16 附属建物 第2廃棄物処理所 2通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p> <p>図ト建-3-17 附属建物 第2廃棄物処理所 8通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p>
-----	--

表ト建-1-3 附属建物第2廃棄物処理所 仕様表 (17/17)

添付図	<p>図ト建-3-18 附属建物 第2廃棄物処理所 D通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p> <p>図ト建-3-19 附属建物 第2廃棄物処理所 F通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p> <p>図ト建-3-20 附属建物 第2廃棄物処理所 7a,7b 通り外壁サイディング補強受材 軸組図</p> <p>図ト建-3-21 附属建物 第2廃棄物処理所 外壁サイディング補強及び増打ち基礎概略図</p> <p>図ト遮-2 附属建物 第2廃棄物処理所 遮蔽関係図 (建物平面)</p> <p>図ト系 6-6 気体廃棄設備 (6) 廃棄物プレス室、排気室、更衣室、シャワー室 給気系統</p> <p>図リ非-1-6 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (第2廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-1-7 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (第2廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-2-5 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (第2廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-2-6 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (第2廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-3-6 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (第2廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-3-7 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (第2廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ非-4-2 シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所 消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ非-4-10 消火設備 消火器 (第2廃棄物処理所 1F)</p> <p>図リ非-4-11 消火設備 消火器 (第2廃棄物処理所 2F)</p> <p>図リ非-5-2 緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット (第2廃棄物処理所)</p> <p>図リ非-5-4 緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット取付概略図 (第2廃棄物処理所)</p> <p>図リ非-6-1 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画</p> <p>図リ非-6-4 緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用) (附属建物 第2廃棄物処理所 1階)</p> <p>図リ非-6-5 緊急対策設備 (3) 堰 (一部脱着式) 脱着部詳細図</p>
-----	--

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ト建-1-4 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表 (1/12)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {876} 建物 付属建物 第 3 廃棄物倉庫 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図 (図イ建-1-1) 参照	
機器名	付属建物第 3 廃棄物倉庫 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	

表ト建-1-4 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表 (2/12)

変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁更新 第3廃棄物倉庫外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する</li> <li>・ 鉄扉補強 第3廃棄物倉庫の既存鉄扉(SD-90)を鉄扉補強材により補強する</li> <li>・ シャッター交換 第3廃棄物倉庫の既存シャッター(SS-89)を撤去し、新たなシャッターに交換する</li> <li>・ 折板張替え補強 第3廃棄物倉庫の既存折板を撤去し、新たな折板の張替えにより補強する</li> </ul> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造 仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第3廃棄物倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> </ul> <p>2-4. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧 仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> <li>・ 消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul>	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 基礎 : 杭基礎
	主要な構造材	表ト建-2-4に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 15px;"></span> 延べ床面積: 約530m <sup>2</sup>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-

表ト建-1-4 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表 (3/12)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3廃棄物倉庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>□ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>□ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭</li> <li>□ 杭位置 杭先端深度：設計GLから-7.7m 配置：図ト建-4-10参照</li> <li>□ 杭構造・寸法 表ト建-2-4参照</li> </ul> </li> <li>・ 第3廃棄物倉庫1階床土間コンクリート <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>□ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建 2] 第3廃棄物倉庫及び消火設備(屋外消火栓){894, 895}は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 第3廃棄物倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第3廃棄物倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 第3廃棄物倉庫</li> <li>□ 非常用通報設備(放送設備{890, 892})</li> <li>□ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>□ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899, 900, 901}</li> <li>□ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904})</li> </ul> </li> </ul>

表ト建-1-4 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表 (4/12)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[6.1-建 8]                  第3廃棄物倉庫に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第3類の建物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。</p> <p>[6.1-建 3]                  建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第3廃棄物倉庫の耐震重要度分類は第3類とする。</p> <p>[6.1-建 5]                  ・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-4、図ト建-4-6~4-17 参照                  ・ 一次設計                    □ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第3類の割り増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(0.2G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。                  ・ 二次設計                    □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第3類の割り増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(1.0G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。</p> <p>[6.1-建 7]                  非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-2-7 参照</li> </ul> </li> <li>・ 消火設備(屋外消火栓)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-4-1 参照</li> </ul> </li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-3-8 参照</li> </ul> </li> <li>・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ非-1-8 参照</li> </ul> </li> </ul>
---------------	------------	--



表ト建-1-4 付属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表 (5/12)

技術基準に基づく設計(注)	津波による損傷の防止	[7.1-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-4、図ト建-4-6~4-17 参照             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第3 廃棄物倉庫の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> <li>□ 第3 廃棄物倉庫の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。</li> <li>□ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。</li> </ul> </li> </ul> <p>[8.1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[8.1-建 3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃</li> <li>・ 対象設備             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 不凍式の屋外消火栓</li> </ul> </li> <li>・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。</li> </ul> <p>[8.1-建 4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水 (150mm/h)</li> <li>・ 対象設備・構造             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図ト建-4-7、4-8 参照)</li> <li>□ 鉄扉及びシャッターの外側に勾配を設け雨水の流入を防止</li> </ul> </li> </ul> <p>[8.1-建 5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[8.1-建 10] (落雷)</p> <p>加工施設の高さは図ト建-4-8 に示すように最大で約 7.7m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[8.1-建 6] (地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p>

表ト建-1-4 付属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表 (6/12)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-4 に示す第3 廃棄物倉庫の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-4-8 参照)</p> <p>[8.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[8.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災影響評価対象：図ト建-4-6 参照</li> <li>・ 各評価対象の離隔距離：図ト建-4-5-2(1/6)～(6/6)参照</li> </ul>                     なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。                      また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[8.2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p> <p>[8.2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。</li> <li>・ 第3 廃棄物倉庫は、表ト建-2-4 に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッター(図ト建-4-4, 4-6, 4-8 参照)等の堅牢な障壁を有する。</li> <li>・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。</li> <li>・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。</li> <li>・ 第3 廃棄物倉庫は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は可燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</li> </ul> </p> <p>[9.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

表ト建-1-4 付属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表 (7/12)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-建1]                  汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第3廃棄物倉庫は第2種管理区域に設定する。(図ト建-4-3参照)</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-建1]                  消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 感知器(空気管式) : 4基</li> <li>□ 警報設備(ベル) : 2個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                      図リ非-3-8参照</li> </ul> <p>[11.1-建2]                  消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899, 901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 発信機(P型) : 1個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                      図リ非-3-8参照</li> </ul> <p>[11.1-建3]                  消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894, 898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 粉末消火器10型 : 3本</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                      消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。                      図リ非-4-12参照</li> </ul> <p>[11.1-建5]                  消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。                  屋外消火栓は、防火水槽(894, 896)と消火水配管により接続される。                  なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ(894, 897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋外消火栓 : 不凍式3基(第3廃棄物倉庫の近傍)(図リ非-4-1参照)</li> <li>□ 各消火栓に設置するホース : 20mホース2本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離 : 40m以下(図リ非-4-1参照)</li> </ul> </li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ非-4-3参照</li> </ul> <p>[11.3-建1]                  建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第3廃棄物倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料                      主要構造材を表ト建-2-4に示す。</li> </ul>

表ト建-1-4 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表 (8/12)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-建3]                  火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図ト建-4-5のとおり設定する。</p> <p>[11.3-建4]                  第3廃棄物倉庫各部分は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図ト建-4-5-1参照</li> </ul> <p>[11.3-建5]                  火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置                      図ト建-4-6参照</li> <li>・ 設置設備の材料                      図ト建-4-5-1参照</li> </ul> <p>[11.3-建7]                  電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料                      建築基準法施行令第二百九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul> <p>[11.3-建8]                  電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
---------------	-------------	---

表ト建-1-4 付属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表 (9/12)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	<p>[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図リ非-1-8 参照</li> </ul> <p>[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(6台)及び誘導灯(3個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図リ非-1-8 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</li> </ul>
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。</p> <p>[14.4-建1] 廃棄物貯蔵設備(5){822}は、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない。また、使用施設との共用に十分な廃棄物保管容量を有する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	<p>[22.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-3 参照</li> <li>・ 周辺監視区域外における実効線量 <math>7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}</math></li> <li>・ 周辺監視区域外における線量限度 <math>1 \text{mSv/年}</math></li> </ul> <p>[22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気設備	—

表ト建-1-4 付属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表 (10/12)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[24.1-建1]</p> <p>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常用通報設備</td> <td colspan="2">放送設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備(電話設備)</td> <td>無線式</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td colspan="2">火災感知設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">警報設備(ベル)*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 放送設備本体を介して接続      *2: 受信器を介して接続 *3: 中継盤を介して接続</p> <p>[24.1-建2]</p> <p>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td colspan="2">非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[24.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送設備</li> </ul> </li> <li>□ 自動火災報知設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災感知設備</li> <li>・ それに連動する警報設備</li> </ul> </li> <li>□ 緊急対策設備(1)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用照明</li> <li>・ 誘導灯</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)</li> </ul> </li> <li>・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備{890, 893}(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。</li> </ul>		設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	放送設備*1		○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	無線式	-	-	○	自動火災報知設備	火災感知設備*2		○	-	○	警報設備(ベル)*3		○	-	○		設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明		○	-	○	誘導灯		○	-	○
		設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																									
非常用通報設備	放送設備*1		○	○	○																																										
	通信連絡設備(電話設備)	無線式	-	-	○																																										
自動火災報知設備	火災感知設備*2		○	-	○																																										
	警報設備(ベル)*3		○	-	○																																										
	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																										
緊急対策設備(1)	非常用照明		○	-	○																																										
	誘導灯		○	-	○																																										

表ト建-1-4 付属建物第3 廃棄物倉庫 仕様表 (11/12)

<p>技術基準に基づく設計 (注)</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-建1]            事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):2台</li> <li>□ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):無線式1台</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                図リ非-2-7参照</li> </ul>
	<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建4]            更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、ドラム缶を固縛することにより飛散を防止する。</p> <p>[99-建5]            敷地境界から第3 廃棄物倉庫までの距離は 211m 以上あり、F3 竜巻襲来時でも軽トラック(最大飛散距離約 160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約 211m)は飛来しない。            なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。            また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建8]            耐震重要度分類のない廃棄物ドラム缶については、固縛等の措置を講じる。</p>

表ト建-1-4 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表 (12/12)

添付図	<p>図イ建-1-1 敷地内建物配置図</p> <p>図ト建-4-1(1/2) 付属建物 第3廃棄物倉庫 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図ト建-4-1(2/2) 付属建物 第3廃棄物倉庫 補強箇所説明図(R階)</p> <p>図ト建-4-2 付属建物 第3廃棄物倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係</p> <p>図ト建-4-3 付属建物 第3廃棄物倉庫 管理区域区分図</p> <p>図ト建-4-4 付属建物 第3廃棄物倉庫 鉄扉、シャッター配置、建具表及び補強概要図</p> <p>図ト建-4-5 付属建物 第3廃棄物倉庫 火災区域図</p> <p>図ト建-4-5-1 付属建物 第3廃棄物倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧</p> <p>図ト建-4-5-2(1/6) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1)</p> <p>図ト建-4-5-2(2/6) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2)</p> <p>図ト建-4-5-2(3/6) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3)</p> <p>図ト建-4-5-2(4/6) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4)</p> <p>図ト建-4-5-2(5/6) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5)</p> <p>図ト建-4-5-2(6/6) 付属建物 第3廃棄物倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6)</p> <p>図ト建-4-6 付属建物 第3廃棄物倉庫 平面図</p> <p>図ト建-4-7 付属建物 第3廃棄物倉庫 屋根伏図</p> <p>図ト建-4-8 付属建物 第3廃棄物倉庫 立面図</p> <p>図ト建-4-9 付属建物 第3廃棄物倉庫 断面図</p> <p>図ト建-4-10 付属建物 第3廃棄物倉庫 杭及び基礎伏図</p> <p>図ト建-4-11 付属建物 第3廃棄物倉庫 1階梁伏図(1FL+2500)</p> <p>図ト建-4-12 付属建物 第3廃棄物倉庫 1階梁伏図(1FL+4700)</p> <p>図ト建-4-13 付属建物 第3廃棄物倉庫 R階梁伏図</p> <p>図ト建-4-14 付属建物 第3廃棄物倉庫 A通り軸組図</p> <p>図ト建-4-15 付属建物 第3廃棄物倉庫 B通り軸組図</p> <p>図ト建-4-16 付属建物 第3廃棄物倉庫 1通り軸組図</p> <p>図ト建-4-17 付属建物 第3廃棄物倉庫 7通り軸組図</p> <p>図ト遮-3 付属建物 第3廃棄物倉庫 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図リ非-1-8 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3廃棄物倉庫)</p> <p>図リ非-2-7 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(第3廃棄物倉庫)</p> <p>図リ非-3-8 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第3廃棄物倉庫)</p> <p>図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ非-4-3 第3廃棄物倉庫 消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ非-4-12 消火設備 消火器(第3廃棄物倉庫)</p>
-----	--

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。



表ト建-1-5 付属建物第3廃棄物倉庫 廃棄物貯蔵設備(5) 仕様表(1/2)

許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	
設備・機器名称	{822}付属建物第3廃棄物倉庫 廃棄物貯蔵設備(5)	
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照 第3廃棄物倉庫に、貯蔵エリアとして廃棄物貯蔵設備(5)を設ける	
機器名	廃棄物貯蔵設備(5)	
変更内容	—	
員数	1式	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	表ト建-2-4 第3廃棄物倉庫 主要な構造材の仕様表に示す
	寸法(単位:m)	第3廃棄物倉庫ドラム缶配置図(図ト配一固1(1/2))参照
	その他の構成機器	・ドラム缶固縛治具
	その他の性能	最大保管廃棄能力:2000ドラム缶 3,500本相当
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	(放射性固体廃棄物)
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1]廃棄物貯蔵設備(5)を設ける 第3廃棄物倉庫は、十分な支持性能を有するN値30以上の砂礫層に達する杭基礎により支持する。1階床の土間コンクリートは、十分な地耐力を有する地表近くのローム層により支持する。
	地震による損傷の防止	[6.1-建1]廃棄物貯蔵設備(5)を設ける 第3廃棄物倉庫は、耐震重要度分類第3類に分類。 [6.1-建9]パレット、パレット連結ボルト及びターンバックルでドラム缶を固縛し、転倒及び落下を防止する。角形容器はスリングベルトで固縛するとともに2段積の場合は横ずれ防止ストoppを取り付け、転倒及び落下を防止する。(図ト配一固1(1/2)、(2/2)参照)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設5]ドラム缶が落下しないよう、ドラム缶をドラム缶固縛治具で保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2]ドラム缶固縛治具は不燃性材料を使用する。 [11.3-建9]鋼製のドラム缶又は角形容器に放射性固体廃棄物を収納。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-建1]設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる。 [14.2-建1]検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置。 [14.4-建1]使用施設との共用に十分な廃棄物保管容量を有する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設6]ドラム缶固縛治具を用いることで200Lドラム缶を3,500本相当保管する設計とする。 [20.1-設7]保管廃棄物の最外周の表面線量率を $2\mu\text{Sv/h}$ 以下となるように線量を管理する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表ト建-1-5 付属建物第3 廃棄物倉庫 廃棄物貯蔵設備(5) 仕様表 (2/2)

その他事業許可で求める仕様	[99-設 3]F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻でドラム缶が飛散しないようドラム缶固縛治具にて固縛する。
添付図	図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図ト配-固 1 (1/2) 保管廃棄設備 (廃棄貯蔵設備(5)) 機器配置図 図ト配-固 1 (2/2) 保管廃棄設備 (廃棄貯蔵設備(5)) 機器配置図

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号を示す。

(例) [4.1-建 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建 1を示す。

表ト建-1-6 仕様表 (付属建物除染室・分析室 (鉄扉新設)) (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{851} 建物 付属建物除染室・分析室 (鉄扉新設)
設置場所		敷地内建物配置図 (図イ建-1-1) 参照
機器名		付属建物除染室・分析室 (鉄扉新設) (SD-220 : 図イ建-3-2 参照)
変更内容		改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐竜巻能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉新設 鉄扉 (SD-220) を新設する。なお、除染室・分析室通路 (1) の既存シャッターは残置する
員数		1 式
一般仕様	型式	鉄扉 : <input type="text"/>
	主要な構造材	表ト建-2-5 に示す
	寸法 (単位 : m)	(鉄扉) <input type="text"/> 厚さ 外側 : <input type="text"/> 内側 : <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建3] 鉄扉 (SD-220) は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建1] (竜巻) ・鉄扉 (SD-220) の短期許容荷重が、F1 竜巻 (最大風速 49m/s) の風圧力及び気圧差による竜巻荷重を上回る構造とする。 位置、構造、寸法、材料 : 表ト建-2-5、図イ建-3-2~3-4 参照  [8.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) ・原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発については、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 外部火災・爆発影響評価対象の危険物 : 図イ建-3-7、3-8 参照 ・なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所と付属建物除染室・分析室の離隔距離は、危険距離及び危険限界距離を上回っており火災・爆発の影響を受けないが、高圧ガス貯蔵所の周囲を障壁 (914) (鉄筋コンクリート製) で囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。  [8.2-建1] (航空機落下火災) ・航空機落下で発生する火災に対して鉄扉 (SD-220) は損傷せず、外部火災の影響が大きき事故の誘因とならない。(図イ建-3-9 参照)

表ト建-1-6 仕様表（付属建物除染室・分析室（鉄扉新設））（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。  [14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-建3] ・ 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)来襲時に付属建物除染室・分析室の鉄扉(SD-220:竜巻防護ライン対象部位)は終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。(図イ建-3-2 参照)	
添付図	図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図イ建-3-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-3-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(1階) 図イ建-3-3 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-3-4 工場棟、付属建物 鉄扉概要図 図イ建-3-7 工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-3-8 工場棟、放射線管理棟、付属建物 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-3-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 航空機落下に伴う火災影響評価	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ト建-1-7 工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピット 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{716} 廃液処理設備 (1) 工場棟転換工場チェックタンク室 地下ピット
設置場所		敷地内建物配置図 (図イ建-1-1) 参照
機器名		工場棟転換工場チェックタンク室 地下集水槽地下ピット
変更内容		変更なし
員数		1 式
一般仕様	型式	チェックタンク室 地下集水槽地下ピット：鉄筋コンクリート造 基礎：直接基礎
	主要な構造材	表ト建-2-6 に示す
	寸法 (単位：m)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>□ 床構造：床スラブ</li> <li>□ 基礎：直接基礎</li> <li>□ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup> 以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul>
	地震による損傷の防止	[6.1-建 1] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第 1 類 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ チェックタンク室 地下集水槽地下ピット {716}</li> </ul> </li> </ul> [6.1-建 2] 耐震重要度分類第 1 類であるチェックタンク室 地下集水槽地下ピットは、耐震重要度分類第 2 類及び第 3 類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。 [6.1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、チェックタンク室 地下集水槽地下ピットの耐震重要度分類は第 1 類とする。 [6.1-建 5] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-6、図ト建-5-1 参照</li> <li>・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数 (1.5) を乗じて算出した地震力 (0.15G) を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。</li> </ul> </li> </ul>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-建 6] チェックタンク室 地下集水槽地下ピットの床、及び人が触れる恐れのある壁表面は、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料 (建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料) で仕上げる。	

表ト建-1-7 工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピット 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	[11.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物のチェックタンク室 地下集水槽地下ピットは、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要な構造材を表ト建-2-6に示す。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。  [14.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-建 1] チェックタンク室 地下集水槽地下ピットの床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図イ建-1-1 敷地内建物配置図 図ト建-5-1 工場棟転換工場チェックタンク室 地下集水槽地下ピット詳細図	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ]内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建 1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1を示す。

表ト建-2-1 付属建物第1 廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(1/4)

<p>建物の種類</p>	<p>(1)付属建物第1 廃棄物処理所</p> <p>①第1 廃棄物処理所本体          構造：鉄骨造          壁：石綿スレート+木毛セメント板+サイディング          屋根：ALC          基礎：杭基礎          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持          地盤：N 値 30 以上の砂礫層</p> <p>②第1 廃棄物処理所床</p> <p>1 階部分          構造：土間コンクリート造          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持          地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層</p> <p>2 階部分          構造：構造スラブ造</p>
<p>主要な構造材</p>	<p>(1)付属建物第1 廃棄物処理所</p> <p>①鉄筋コンクリート          ・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋          ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup> 以上）          既設基礎梁、既存床（1 階）：設計基準強度 17.6N/mm<sup>2</sup>          基礎増打ち補強部：設計基準強度 21.0N/mm<sup>2</sup></p> <p>②鉄骨：JIS G3192 に定める山形鋼、溝形鋼、H形鋼、I 形鋼、平鋼          JIS G3466 に定める角形鋼</p> <p>③外壁：JIS A5426 に定める石綿スレート+木毛セメント板          サイディング：JIS G3322 に定める</p> <p>④屋根：JIS A5416 に定める軽量気泡コンクリート（ALC）</p> <p>⑤床：土間コンクリート（1 階）、構造スラブ（2 階）</p> <p>⑥杭：JIS A5372 に定める遠心力鉄筋コンクリート杭          杭長さ：m          杭径寸法：mm          杭先端深度：設計 GL から-6.0m</p>

(参考)

添付説明書一建 2-IV

添付説明書一建 3-IV

表ト建-2-1 付属建物第1 廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能 向上	(1)本体 6-a. 柱脚補強 柱脚部増打ち補強：鉄筋コンクリート 鉄筋：D13 ( ) あと施工アンカー：D16 ( )、D22 ( ) 鋼板：板厚 ( )mm ( ) 6-b. 鉄骨ブレース新設 鉄骨： ( ) ( ) 他 6-c. 鉄骨ブレース交換補強 鉄骨： ( ) ( ) 他 6-d. 鉄骨梁交換補強 鉄骨： ( ) ( ) 他 6-e. 屋根面ブレース追設 鉄骨： ( ) ( ) 6-f. 柱補強 鉄骨： ( ) ( ) 6-g. 柱梁仕口部補強 6-h. 柱脚部溶接補強	(1)本体 6-a. 図ト建-1-9~12 6-b. 図ト建-1-9、11 ~14、16 6-c. 図ト建-1-9~ 10、12、16 6-d. 図ト建-1-7、9、 11 6-e. 図ト建-1-8、15 6-f. 図ト建-1-7、10 6-g. 図ト建-1-7~ 10、12、16 6-h. 図ト建-1-6、9~ 12、16  (参考) 図イ建-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書-建 2-IV
耐竜巻 性能向上	(1)本体 6-j. 外壁サイディング補強 外壁：サイディング ( ) 板厚 ( )mm 外壁下地材： ( ) ( ) ロックウール充てん鋼板：板厚 ( )mm 6-k. 鋼板新設 鋼板：板厚 ( )mm ( ) 6-l. シャッタ新設 鋼板：板厚 ( )mm ( ) 6-m. 鉄扉補強 鉄扉補強材 平鋼 ( ) 他	(1)本体 6-j. 図ト建-1~2、4、 6~14、15 6-k. 図ト建-1-6、9~ 12 6-l. 図ト建-1-1、4 6-m. 図イ建-1-6、7、 図イ建-1-7-1 図ト建-1-1、4  (参考) 図イ建-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書-建 3-IV
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上	(1)本体 6-i. 間仕切り壁更新 下地材： ( ) 他 石膏ボード：板厚 ( ) 他	(1)本体 6-i. 図ト建-1-1  (参考) 図イ建-1-2(1/3) 添付説明書-建 6



表ト建-2-1 付属建物第1 廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(3/4)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/1)

工事名称	仕様	対象図面
(1) 飛散防止用防護ネット <sup>(注1)</sup>	①設置箇所：第1 廃棄物処理所本体屋根 下 ②使用部材 ・ネット 材質： <input type="text"/> 金網線径： <input type="text"/> mm 金網目合い寸法： <input type="text"/> mm 線材引張強度： <input type="text"/> N/mm <sup>2</sup> ・ワイヤーロープ 材質： <input type="text"/> ロープ径： <input type="text"/> mm 破断強度： <input type="text"/> kN ・ターンバックル 材質： <input type="text"/> ねじ径： <input type="text"/> 破断荷重： <input type="text"/> kN ・シャックル 材質： <input type="text"/> ピン径： <input type="text"/> mm 使用荷重： <input type="text"/> kN ・強力長シャックル 材質： <input type="text"/> ピン径： <input type="text"/> mm 使用荷重： <input type="text"/> kN ・接合コイル 材質： <input type="text"/> 線径： <input type="text"/> mm ・結束線 材質： <input type="text"/> 線径： <input type="text"/> mm	(1) 飛散防止用防護 ネット 図リ非-5-1、 5-3  (参考) 添付説明書-建 3X 添説建 3-X. 3. 2-1 表 添説建 3-X. 3. 2-2 表
(2) 堰 (固定式) <sup>(注2)</sup>	①設置箇所：1 階 前室及び廃棄物処理 室 ②使用部材 ・堰の高さ： <input type="text"/> mm (設計確認値： <input type="text"/> mm 以上 (2 個) ) ・堰の材質： <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 不等辺山形鋼： <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質： <input type="text"/> アンカーボルト径： <input type="text"/> ・コーキング材 耐薬品性を有する <input type="text"/>	(2) 堰(固定式) 図リ非-6-3  (参考) 添説建 2-XII. 3-1 表 添説建 2-XII. 4-1 表

注1) リ 非常用設備 4. 工事の方法 4. 1. 4-3 (1)d. 参照

注2) リ 非常用設備 4. 工事の方法 4. 1. 4-3 (1)e. 参照

表ト建-2-1 付属建物第1 廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
6-a. 柱脚補強	新設		
	既設		
6-b. 鉄骨ブレース新設 6-c. 鉄骨ブレース交換補強 6-d. 鉄骨梁交換補強	新設		
	既設		
6-e. 屋根面ブレース追設	新設		
	既設		
6-f. 柱補強	新設		
	既設		
6-g. 柱梁仕口部補強	新設		
	既設		
6-h. 柱脚部溶接補強	新設		
6-i. 間仕切り壁更新	新設		
6-j. 外壁サイディング補強	新設		
6-k. 鋼板新設	新設		
6-l. シャッタ新設	新設		
6-m. 鉄扉補強	新設		

(参考)

添説建 2-IV. 1. 6-1 表~6-4 表

添説建 3-IV. 1. 4-1 表

添説建 3-IX. 5. 5-1 表

表ト建-2-2 付属建物第1 廃棄物処理所前室 主要な構造材の仕様表(1/2)

建物の種類	<p>(1) 付属建物第1 廃棄物処理所前室</p> <p>① 第1 廃棄物処理所前室          構造：鉄筋コンクリート造          壁：鉄筋コンクリート          屋根：鉄筋コンクリート          基礎：直接基礎          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持          地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層</p> <p>② 第1 廃棄物処理所前室床          構造：床スラブ造          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持          地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1) 付属建物第1 廃棄物処理所前室</p> <p>① 鉄筋コンクリート          ・鉄筋 JIS G3112 に定める鉄筋          ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup> 以上）          新設躯体全般：設計基準強度 24.0N/mm<sup>2</sup></p> <p>② 外壁：上記の鉄筋コンクリート          ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート          ④ 床：床スラブ</p>

(参考)

添付説明書-建2-V

添付説明書-建3-V

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様（工事番号及び工事名称）	対象図面
構造材基本仕様	<p>(1) 前室            7-a. 第1 廃棄物処理所前室の新設</p> <p>① 鉄筋コンクリート            柱：□mm×□mm            梁厚：□mm×□mm 等            壁厚：□mm            屋根：□mm            床厚：□mm            鉄筋：D10、D13 及び D16 (□)、D19 (□)            シート防水：厚さ □mm（加硫ゴム系シート）            JIS A6008 に定める合成高分子ルーフィングシート</p> <p>② 鉄扉            鋼板：板厚 □mm 他 (□)</p> <p>③ エキスパンションジョイント            鋼板：板厚（屋外）□mm (□)            （屋内）□mm (□)            止水シート：厚さ □mm (□)</p>	<p>(1) 前室            7-a. 図イ建-1-5~7            図ト建-1-1~            2、4、6~7、13            図ト建-2-1~7</p> <p>(参考)            図イ建-1-2(1/3)~            (3/3)            添付説明書-建2-V            添付説明書-建3-V            添付説明書-建4-V            添付説明書-建2-XI</p>

表ト建-2-2 附属建物第1廃棄物処理所前室 主要な構造材の仕様表(2/2)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
7-a. 第1廃棄物処理所前室の新設	新設		

(参考)

添説建 2-V. 1.5-1 表~1.5-5 表  
添付説明書-建 2-XI

表ト建-2-3 附属建物第2 廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(1/5)

<p>建物の種類</p>	<p>(1) 附属建物第2 廃棄物処理所</p> <p>① 第2 廃棄物処理所本体</p> <p>構造：鉄骨造</p> <p>壁：[ ]+サイディング</p> <p>屋根：ALC</p> <p>基礎：杭基礎</p> <p>支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</p> <p>地盤：N 値 30 以上の砂礫層</p> <p>② 附属建物第2 廃棄物処理所本体床</p> <p>1 階部分</p> <p>構造：土間コンクリート造</p> <p>支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</p> <p>地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層</p> <p>2 階部分</p> <p>構造：構造スラブ造</p> <p>(2) 附属建物第2 廃棄物処理所南北渡り廊下</p> <p>① 南北渡り廊下</p> <p>構造：鉄骨造</p> <p>壁：[ ]+サイディング</p> <p>屋根：ALC+折板（二重構造）</p> <p>基礎：直接基礎</p> <p>支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</p> <p>地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層</p> <p>② 南北渡り廊下床</p> <p>構造：土間コンクリート造</p> <p>支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</p> <p>地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層</p>
<p>主要な構造材</p>	<p>(1) 附属建物第2 廃棄物処理所本体</p> <p>① 鉄筋コンクリート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋</li> <li>コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup> 以上）</li> </ul> <p>既設基礎梁、既存床：設計基準強度 20.6N/mm<sup>2</sup></p> <p>新設基礎部材：設計基準強度 21.0N/mm<sup>2</sup></p> <p>② 鉄骨：JIS G3192 に定める山形鋼、溝形鋼、H形鋼、I 形鋼、平鋼</p> <p>JIS G3466 に定める角形鋼</p> <p>③ 外壁：JIS A5441 に定める [ ]</p> <p>サイディング：JIS G3322 に定める [ ]</p> <p>④ 屋根：JIS A5416 に定める軽量気泡コンクリート（ALC）</p> <p>⑤ 床：土間コンクリート（1 階）、構造スラブ（2 階）</p> <p>⑥ 杭：JIS A5372 に定める遠心カプレストレストコンクリート杭</p> <p>杭長さ：7.0m</p> <p>杭径寸法：[ ]mm</p> <p>杭先端深度：設計 GL から-7.8m</p> <p>(2) 附属建物第2 廃棄物処理所南北渡り廊下</p> <p>① 鉄骨：JIS G3192 に定めるH形鋼</p> <p>② 外壁：JIS A5441 に定める [ ]</p> <p>サイディング JIS G3322 に定める [ ]</p> <p>③ 屋根：ALC+折板（二重構造）</p> <p>既設：ALC</p> <p>新設：JIS G3322 に定める [ ]</p>

(参考)

添付説明書一建 2-VI

添付説明書一建 3-VI

表ト建-2-3 付属建物第2 廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(2/5)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	(1)本体 8-a. 柱梁仕口部補強 鋼板：板厚 <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) 他 (2)南北渡り廊下 8-d. エキスパンションジョイント改造(注1) 鋼板：板厚 (屋内) <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) 止水シート：厚さ <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> )	(1)本体 8-a. 図ト建-3-7~13  (2)南北渡り廊下 8-d. 図イ建-1-5、 図ト建-3-1 (参考) 図イ建-1-2 添付説明書-建 2-VI 添付説明書-建 2-XI
耐竜巻性能向上	(1)本体 8-g. 鉄扉新設 鋼板：板厚 <input type="text"/> ( <input type="text"/> ) (2)本体及び南北渡り廊下 8-e. 鋼板新設 鋼板：板厚 <input type="text"/> ( <input type="text"/> ) 8-f. 外壁サイディング補強 外壁：サイディング ( <input type="text"/> ) 板厚 <input type="text"/> mm 外壁下地材： <input type="text"/> ( <input type="text"/> ) 鋼板：板厚 (屋外) <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) 鉄骨： <input type="text"/> ( <input type="text"/> ) 他 エキスパンションジョイント 鋼板：板厚 (屋外) <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) 止水シート：厚さ <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) 8-h. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨：平鋼 <input type="text"/> ( <input type="text"/> ) 他 (3)南北渡り廊下 8-i. 折板追設補強 折板：板厚 <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> )	(1)本体 8-g. 図イ建-1-6、7 図ト建-3-1、4 (2)本体及び南北渡り廊下 8-e. 図ト建-3-1 8-f. 図イ建-1-5、 図ト建-3-1~4、 6~21 8-h. 図イ建-1-6、7 1-7-1、 図ト建-3-1~2、4  (3)南北渡り廊下 8-i. 図ト建-3-3 (参考) 図イ建-1-2 添付説明書-建 3-VI
その他 延焼防止及び閉じ込め性能向上	(1)本体 8-b. 外部階段移設 鋼板：板厚 (屋外) <input type="text"/> mm ( <input type="text"/> ) 下地材： <input type="text"/> ( <input type="text"/> ) 8-c. 耐火壁追設 下地材： <input type="text"/> 他 石膏ボード：板厚 <input type="text"/> mm (×2)	(1)本体 8-b. 図ト建-3-1~2、4、 6~7 8-c. 図ト建-3-1~2  (参考) 図イ建-1-2 添付説明書-建 6

注 1) シリンダ洗浄棟とのエキスパンションジョイント①及び第1 廃棄物処理所とエキスパンションジョイント②は図イ建-1-5 に示す。

表ト建-2-3 付属建物第2 廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(3/5)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/2)

工事名称	仕様	対象図面
(1) 飛散防止用防護ネット <sup>(注1)</sup>	①設置箇所：第2 廃棄物処理所本体屋根下 ②使用部材 ・ネット 材質： <input type="text"/> 金網線径： <input type="text"/> mm 金網目合い寸法： <input type="text"/> mm 線材引張強度： <input type="text"/> N/mm <sup>2</sup> ・ワイヤーロープ 材質： <input type="text"/> ロープ径： <input type="text"/> mm 破断強度： <input type="text"/> kN ・ターンバックル 材質： <input type="text"/> ねじ径： <input type="text"/> 破断荷重： <input type="text"/> kN ・シャックル 材質： <input type="text"/> ピン径： <input type="text"/> mm 使用荷重： <input type="text"/> kN ・強力長シャックル 材質： <input type="text"/> ピン径： <input type="text"/> mm 使用荷重： <input type="text"/> kN ・接合コイル 材質： <input type="text"/> 線径： <input type="text"/> mm ・結束線 材質： <input type="text"/> 線径： <input type="text"/> mm	(1) 飛散防止用防護ネット 図リ非-5-2、5-4  (参考) 添付説明書-建3X 添説建3-X.3.2-1表 添説建3-X.3.2-2表
(1) 堰（固定式） <sup>(注1)</sup>	①設置箇所：1階 廃棄物プレス室及び更衣室 ②使用部材 ・堰の高さ： <input type="text"/> mm （設計確認値： <input type="text"/> mm以上（2個）） ・堰の材質： <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 不等辺山形鋼： <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質： <input type="text"/> アンカーボルト径： <input type="text"/> ・コーキング材 耐薬品性を有する <input type="text"/>	(1) 堰（固定式） 図リ非-6-4  (参考) 添説建2-XII.3-1表 添説建2-XII.4-1表

注1) リ 非常用設備 4.工事の方法 4. 1. 4-5 (1)d. 参照

注2) リ 非常用設備 4.工事の方法 4. 1. 4-5 (1)e. 参照





表ト建-2-3 付属建物第2 廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(5/5)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
8-a. 柱梁仕口部補強	新設		
	既設		
8-b. 外部階段移設	新設		
8-c. 耐火壁追設	新設		
8-d. エキスパンションジョイント改造	新設		
8-e. 鋼板新設	新設		
8-f. 外壁サイディング補強	新設		
8-g. 鉄扉新設	新設		
8-h. 鉄扉補強	新設		
8-i. 折板追設補強	新設		

(参考)

添説建 2-VI. 1. 6-1 表~6-8 表

添説建 3-VI. 1. 4-1 表

添説建 3-IX. 5. 5-1 表

表ト建-2-4 付属建物第3 廃棄物倉庫（廃棄物貯蔵設備(5)） 主要な構造材の仕様表(1/3)

建物の種類	<p>(1) 付属建物第3 廃棄物倉庫</p> <p>① 第3 廃棄物倉庫          構造：鉄骨造          壁：鉄骨+サイディング          屋根：折板          基礎：杭基礎          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持          地盤：N値30以上の砂礫層</p> <p>② 第3 廃棄物倉庫床          構造：土間コンクリート造          支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持          地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1) 付属建物第3 廃棄物倉庫</p> <p>① 鉄筋コンクリート          ・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋          ・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup>以上）          既設基礎梁、既存床：設計基準強度 20.6N/mm<sup>2</sup></p> <p>② 鉄骨：JIS G3192 に定める山形鋼、溝形鋼、H形鋼、I形鋼、平鋼          JIS G3466 に定める角形鋼</p> <p>③ 外壁：上記の鉄骨          サイディング：JIS G3322 に定める <input type="text"/></p> <p>④ 屋根：JIS G3322 に定める <input type="text"/></p> <p>⑤ 床：土間コンクリート</p> <p>⑥ 杭：JIS A5372 に定める遠心力プレストレストコンクリート杭          杭長さ：<input type="text"/>m          杭径寸法：<input type="text"/>mm          杭先端深度：設計GLから-7.7m</p>

(参考)

添付説明書-建2-VII

添付説明書-建3-VII

付属建物第3 廃棄物倉庫廃棄物貯蔵設備(5)の基本仕様

基本仕様	<p>(1) 廃棄物貯蔵設備(5)</p> <p>① ドラム缶固縛治具          ・アンカーボルト：<input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>・パレット <input type="text"/></p> <p>・ターンバックル <input type="text"/></p>
------	--

(参考)

保管廃棄設備(廃棄物貯蔵設備(5))機器配置図：図ト配一固1(1/2)～(2/2)

表ト建-2-4 付属建物第3 廃棄物倉庫（廃棄物貯蔵設備(5)） 主要な構造材の仕様表(2/3)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様（工事番号及び工事名称）	対象図面
耐竜巻性能向上	(1) 本体 9-a. 外壁更新 外壁：サイディング ( ) 板厚 ( ) mm 外壁下地材： ( ) ( ) 吹付耐火被覆材：ロックウール 高比重 0.3 以上 加工厚さ ( ) mm 9-b. 鉄扉補強 鉄扉補強材 平鋼 32×9 ( ) 9-c. シャッタ交換 鋼板：板厚 ( ) mm ( ) 9-d. 折板張替え補強 折板：板厚 ( ) mm ( )	(1) 本体 9-a. 図ト建-4-6、8、 11~12、14~17 9-b. 図ト建-4-4、6、8 9-c. 図ト建-4-4、6、8 9-c. 図ト建-4-7~8、 13 (参考) 図ト建-4-1(1/2)~ (2/2) 添付説明書-建 2-VII 添付説明書-建 3-VII

表ト建-2-4 付属建物第3 廃棄物倉庫（廃棄物貯蔵設備(5)） 主要な構造材の仕様表(3/3)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
9-a. 外壁更新	新設		
	既設		
9-b. 鉄扉補強	新設		
9-c. シャッター更新	新設		
9-d. 折板張替え補強	新設		
	既設		

(参考)

添説建 2-VII. 1. 6-1 表~6-4 表

添説建 3-VII. 1. 4-1 表

添説建 3-IX. 5. 5-1 表

表ト建-2-5 付属建物除染室・分析室（鉄扉新設）主要な構造材の仕様表

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様（工事番号及び工事名称）	対象図面
耐竜巻性能向上	(1) 付属建物除染室・分析室 10-a. 鉄扉新設 鋼板：板厚 <input type="text"/> mm 他 <input type="text"/>	(1) 本体 10-a. 図イ建-3-2~ 4  (参考) 図イ建-3-1 添付説明書-建 3-IX

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
10-a. 鉄扉新設	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm（外側） 板厚 <input type="text"/> mm（内側）	<input type="text"/>

(参考)  
添付説明書-建 3-IX

表ト建-2-6 工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピット 主要な構造材の仕様表

建物の種類	<p>(1)チェックタンク室地下集水槽地下ピット</p> <p>①チェックタンク室地下集水槽地下ピット</p> <p>構造：鉄筋コンクリート造</p> <p>壁：鉄筋コンクリート造</p> <p>基礎：直接基礎</p> <p>支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</p> <p>地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上のローム層</p> <p>②チェックタンク室地下集水槽地下ピット床</p> <p>構造：床スラブ</p> <p>支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</p> <p>地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上のローム層</p>
主要な構造材	<p>(1)チェックタンク室地下集水槽地下ピット</p> <p>①鉄筋コンクリート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋</li> <li>・コンクリート：JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：2.05g/cm<sup>3</sup>以上）</li> </ul> <p>既設躯体全般：設計基準強度 20.6N/mm<sup>2</sup></p>
基本仕様	<p>(1)チェックタンク室地下集水槽地下ピット</p> <p>①鉄筋コンクリート</p> <p>壁厚：<input type="text"/>mm</p> <p>床厚：<input type="text"/>mm</p> <p>鉄筋：<input type="text"/>及び<input type="text"/></p>

(参考)

原料倉庫地下ピット構造図：図ト建-5-1

添付説明書-建2-IX

表卜建-3-1-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物第1廃棄物処理所\_前室含む) (1/3)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	
第1廃棄物処理所	1階 外壁	東側 (9通り)	廃棄物処理室、玄関他と屋外との境界 (A-C通り間)	外壁 管理区と廃棄物処理室との境界 水密区と廃棄物処理室との境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	図卜建-1-1、図卜建-1-4	補強	
					外壁パネル(内側) (上部)IFLから1150h以上		図卜建-1-1	既設
					鋼板(コンクリートブロック外側) (下部)IFLから1150hまで			補強
					コンクリートブロック (内側) (下部)IFLから1150hまで			新設
					鉄筋(SD-35) +縦②(固定式)			既設
					サイディング(外側)			補強 新設
		南側 (A通り)	廃棄物処理室と屋外、前室との境界 (2通り-9通り間)	外壁 管理区と廃棄物処理室との境界 水密区と廃棄物処理室との境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	外壁パネル(内側) (上部)IFLから1150h以上	図卜建-1-1		既設
					鋼板(コンクリートブロック外側) (下部)IFLから1150hまで		補強	
					コンクリートブロック (内側) (下部)IFLから1150hまで		新設	
					鉄筋(SD-35) +縦②(固定式)		既設	
					サイディング(外側)		補強	
					図卜建-1-1、図卜建-1-4		新設	
南側 (A通り)	廃棄物処理室と屋外、前室との境界 (2通り-9通り間)	外壁 管理区と廃棄物処理室との境界 水密区と廃棄物処理室との境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	外壁パネル(内側) (上部)IFLから1150h以上	図卜建-1-1	既設			
			鋼板(コンクリートブロック外側) (下部)IFLから1150hまで		補強			
			コンクリートブロック (内側) (下部)IFLから1150hまで		新設			
			鉄筋(SD-35) +縦②(固定式)		既設			
			サイディング(外側)		補強			
			図卜建-1-1、図卜建-1-4		新設			

表 1-3-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物第1廃棄物処理所\_前室含む) (2/3)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容		
第1廃棄物処理所	1 階 外壁	西側 (2通り)	廃棄物処理室と屋外との境界 (A-C通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	図ト建-1-1、図ト建-1-4	補強		
					外壁パネル(内側) (上部)IFLから1150h以上		図ト建-1-1	既設	
					鋼板(コンクリートブロック外側) (下部)IFLから1150hまで			補強	
					コンクリートブロック (内側) (下部)IFLから1150hまで		図ト建-1-11	新設	
					サイディング(外側)		図ト建-1-11	既設	
					外壁パネル(内側) (上部)IFLから1150h以上		図ト建-1-1、図ト建-1-4	補強	
		北側 (C通り)	廃棄物処理室と屋外、渡り廊下との境 界 (2-9通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	外壁パネル(内側) (上部)IFLから1150h以上	図ト建-1-1	図ト建-1-10	既設	
					鋼板(コンクリートブロック外側) (下部)IFLから1150hまで			補強	
					コンクリートブロック (内側) (下部)IFLから1150hまで			図ト建-1-10	既設
					鉄筋(SD-74)				補強
					ALC			図ト建-1-3	既設
					土間コンクリート			図イ建-1-6、図イ建-1-7	補強
屋根 (2-9通り間) (A-C通り間)	床 (2-9通り間) (A-C通り間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	ALC	図ト建-1-3	図ト建-1-3	既設			
土間コンクリート			既設						



表ト建-3-1 建物の各部位の仕様表 (付属建物第1廃棄物処理所\_前室含む) (3/3)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容
第1 廃棄物処理所	2 階 外壁	東側 (9通り)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)		図ト建-1-2	補強
		南側 (A通り)					
		西側 (2通り)					
		北側 (C通り)					
第1 廃棄物処理所前室	1 階	東側 (X2通り)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC	図ト建-2-1、図ト建-2-3	新設	
		南側 (Y1通り)		鉄扉(SD-94)			図イ建-1-6、図イ建-1-7
		西側 (X1通り)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC	図ト建-2-1、図ト建-2-3	新設	
				鉄扉(SD-34)			図イ建-1-6、図イ建-1-7
		北側 (A通り)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC	図ト建-2-1、図ト建-2-3	新設	
				外壁パネル (上部)IFLから1150h以上 コンクリートブロック (下部)IFLから1150hまで シヤンク +概④(固定式)			図ト建-1-1 図リ非-6-3
		東側 (X1-X2通り間) (Y1-A通り間)	屋根 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC	図ト建-2-1、図ト建-2-2	新設	
				RC			図ト建-2-2
		北側 (X1-X2通り間) (Y1-A通り間)	床 第2種管理区域境界 火災区域境界	RC	図ト建-2-2	新設	
				RC			図ト建-2-2

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。



表1建-3-2 建物の各部位の仕様表 (付属建物第2廃棄物処理所\_渡り廊下含む) (2/6)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚h、高h	図番号	工事内容
第2 廃棄物処理所	1 階 外壁	現場控室、便所と屋外との境界 2-4通り間	外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)		図1建-3-1、図1建-3-4	補強
				押出成型セメント板 (内側) (上部)IFLから800h以上 RC(内側) (下部)IFLから800hまで 鋼板(窓)		図1建-3-1	既設
				サイディング(外側)		図1建-3-15	既設
				鋼板(窓)		図1建-3-1	新設
				鋼板(窓)		図1建-3-1	新設
		シャワー室と屋外との境界 4-5通り間	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)		図1建-3-1、図1建-3-4	補強
				押出成型セメント板 (中間) (上部)IFLから800h以上 RC(中間) (下部)IFLから800hまで コンクリートブロック(内側)		図1建-3-1	既設
				サイディング(外側)		図1建-3-1	既設
				鋼板(窓)		図1建-3-15	既設
				鋼板(窓)		図1建-3-1	既設
		更衣室、洗面所と屋外との境界 5-7a通り間	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)		図1建-3-1、図1建-3-4	補強
				押出成型セメント板 (内側) (上部)IFLから800h以上 RC(内側) (下部)IFLから800hまで		図1建-3-1	既設
				サイディング(外側)		図1建-3-1	既設
				鋼板(窓)		図1建-3-15	既設
				鋼板(窓)		図1建-3-1	既設
		前室と渡り廊下との境界 7a-7b通り間	F3電巻防護ライン	サイディング(外側)		図1建-3-1、図1建-3-4	補強
				押出成型セメント板 (内側) (上部)IFLから800h以上 RC (下部)IFLから800hまで 鉄扉(SD-76)		図1建-3-1	既設
				サイディング(外側)		図1建-3-1	既設
				鋼板(窓)		図1建-3-15	既設
	鋼板(窓)			図1建-3-1		既設	
倉庫と屋外との境界 7b-8通り間	外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)		図1建-3-1、図1建-3-4	補強		
		押出成型セメント板 (内側) (上部)IFLから800h以上 RC(内側) (下部)IFLから800hまで		図1建-3-1	既設		
		サイディング(外側)		図1建-3-1	既設		
		鋼板(窓)		図1建-3-15	既設		
		鋼板(窓)		図1建-3-1	既設		
床 (廃棄物プレス室) (2-8通り間) (D-E通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	土間コンクリート		図1建-3-1、図1建-3-4	補強		
		土間コンクリート		図1建-3-1	既設		
		土間コンクリート		図1建-3-15	既設		
		土間コンクリート		図1建-3-1	既設		
		土間コンクリート		図1建-3-15	既設		
床 (玄関、ロッカー室他) (2-4通り間) (E-F通り間)	火災区域境界	土間コンクリート		図1建-3-1、図1建-3-4	補強		
		土間コンクリート		図1建-3-1	既設		
		土間コンクリート		図1建-3-15	既設		
		土間コンクリート		図1建-3-1	既設		
		土間コンクリート		図1建-3-15	既設		
床 (更衣室、前室他) (4-7b通り間) (E-F通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	土間コンクリート		図1建-3-1、図1建-3-4	補強		
		土間コンクリート		図1建-3-1	既設		
		土間コンクリート		図1建-3-15	既設		
		土間コンクリート		図1建-3-1	既設		
		土間コンクリート		図1建-3-15	既設		
床 (倉庫) (7b-8通り間) (E-F通り間)	火災区域境界	土間コンクリート		図1建-3-1、図1建-3-4	補強		
		土間コンクリート		図1建-3-1	既設		
		土間コンクリート		図1建-3-15	既設		
		土間コンクリート		図1建-3-1	既設		
		土間コンクリート		図1建-3-15	既設		

表ト建-3-2 建物の各部位の仕様表 (付属建物第2廃棄物処理所\_渡り廊下含む) (3/6)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容		
第2 廃棄物処理所	1 階 外壁以外	天井	排気室 (管理区域部) の床 (E-F通り間) (7b-6通り間)	RC					
			給気室 (非管理区域部) の床 (E-F通り間) (4-5通り間)	RC					
		E通り	倉庫 (非管理区域) と廃棄物プレス室 (第1種管理区域) との境界 (7b-6通り間)	管理区域境界 火災区域境界	石膏ボード(外側) (上部)IFLから800h以上 フレキシブルボード(内側) (上部)IFLから800h以上 RC(内側) (下部)IFLから800hまで			図ト建-3-1	追設
				管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード(外側) (上部)IFLから800h以上 フレキシブルボード(内側) (上部)IFLから800h以上 RC(内側) (下部)IFLから800hまで				既設
			玄関、ロッカー室(非管理区域)と廃棄物プレス室(第1種管理区域)との境界 (7b-4通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード(外側) (上部)IFLから800h以上 フレキシブルボード(内側) (上部)IFLから800h以上 RC(内側) (下部)IFLから800hまで			図ト建-3-1	追設
				管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード(外側) (上部)IFLから800h以上 フレキシブルボード(内側) (上部)IFLから800h以上 RC(内側) (下部)IFLから800hまで				既設
			倉庫(非管理区域)と前室(第1種管理区域)との境界 (E-F通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	コンクリートブロック			図ト建-3-1	追設
				管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード				既設
		ロッカー室、便所 (非管理区域) と更衣室、シャワールーム (第1種管理区域) の境界 (E-F通り間)	ロッカー室、便所 (非管理区域) と更衣室、シャワールーム (第1種管理区域) の境界 (E-F通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード(外側) (上部)IFLから800h以上 フレキシブルボード(内側) (上部)IFLから800h以上 RC(内側) (下部)IFLから800hまで			図ト建-3-1	追設
				管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード(外側) (上部)IFLから800h以上 フレキシブルボード(内側) (上部)IFLから800h以上 RC(内側) (下部)IFLから800hまで				既設
		東側 (8通り)	南側 (0通り)	廃棄物プレス室、排気室と屋外との境界 D-F通り間	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3巻防護ライン	鉄筋+ 板⑤(固定式)		図ト建-3-2	新設
					管理区域境界 火災区域境界 F3巻防護ライン	サイディング(外側) 押出成形セメント板 (内側)			図ト建-3-2
		2 階 外壁		廃棄物プレス室と屋外との境界 2-6通り間	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3巻防護ライン	サイディング(外側) 押出成形セメント板 (内側)		図ト建-3-2	補強
					管理区域境界 火災区域境界 F3巻防護ライン	押出成形セメント板 (内側)			図ト建-3-2

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表 1 建-3-2 建物の各部位の仕様表 (付属建物第2廃棄物処理所\_渡り廊下含む) (4/6)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高	図番号	工事内容	
第2廃棄物処理所	2階 外壁	西側 (2通り)	廃棄物プレス室と屋外との境界 (D-E通り間)	外壁 管理区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側) 押出成型セメント板 (内側)	図1建-3-2、図1建-3-4	補強	
				外壁 結気室と屋外との境界 (E-F通り間)	サイディング(外側) 押出成型セメント板 (内側) ガラリ (外気導入カバー：内側)	図1建-3-2、図1建-3-4	既設	
		北側 (F通り)	給気室と屋外との境界 (2-5通り間)	外壁 管理区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側) 押出成型セメント板 (内側) 鉄扉(SD-78)	図1建-1-7、1-7-1 図1建-3-4	補強	
				外壁 結気室と屋外との境界 (5-8通り間)	サイディング(外側) 押出成型セメント板 (内側)	図1建-3-2、図1建-3-4	補強	
		給気室(非管理区域)と廃棄物プレス室(第1種管理区域)との境界 (E-F通り間) (2-5通り間)	管理区域境界 管理区域境界 F3電巻防護ライン	石膏ボード(外側) フレキシブルボード(内側)	図1建-1-6、図1建-1-7	補強		
			管理区域境界 管理区域境界	石膏ボード(外側) フレキシブルボード(内側)	図1建-3-2、図1建-3-4	補強		
		2階 外壁以外	結気室(非管理区域)と排気室(第1種管理区域)との境界 (E-F通り間)	管理区域境界 管理区域境界	石膏ボード(外側) フレキシブルボード(内側)	図1建-3-2	既設	
				管理区域境界 管理区域境界	石膏ボード(外側) フレキシブルボード(内側)	図1建-3-5	追設	
			屋根(廃棄物プレス室) (2-8通り間) (D-E通り間)	屋根 管理区域境界 管理区域境界 F1電巻防護	ALC	図1建-3-3	既設	
				屋根(排気室) (5-8通り間) (E-F通り間)	屋根 管理区域境界 管理区域境界 F1電巻防護	ALC	図1建-3-3	既設
	床	給気室(非管理区域) (E-F通り間) (4-5通り間)	屋根(給気室) (2-5通り間) (E-F通り間)	ALC	図1建-3-3	既設		
			排気室(第1種管理区域) (7b-8通り間)	RC		既設		
			給気室(非管理区域) (E-F通り間) (4-5通り間)	RC				既設

表ト建-3-2 建物の各部位の仕様表 (付属建物第2廃棄物処理所\_渡り廊下含む) (5/6)

建物名称	階	境界位置	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚さ、高	図番号	工事内容
渡り廊下 (第1廃棄物処理所と第2廃棄物処理所間)	東側 (7c通り)	渡り廊下と屋外との境界 C-D通り間	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	鉄原(SD-74)	厚さ、高	図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強
				押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上 (下部)1FLから800hまで				
				外壁パネル (上部)1FLから1150h以上 コンクリートブロック (下部)1FLから1150hまで				
				鉄原(SD-74)				
				サイディング(外側)				
				押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上 (下部)1FLから800hまで				
	南側 (C通り)	渡り廊下と第1廃棄物処理所 理室との境界 7b-7c通り間	他の建物との境界	サイディング(外側)	鉄原(SD-74)	厚さ、高	図イ建-1-6、図イ建-1-7	補強
				押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上 (下部)1FLから800hまで				
				外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン				
				鉄原(SD-74)				
				サイディング(外側)				
				押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上 (下部)1FLから800hまで				
西側 (7b通り)	渡り廊下と屋外との境界 C-D通り間	他の建物との境界	サイディング(外側)	鉄原(SD-74)	厚さ、高	図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強	
			押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上 (下部)1FLから800hまで					
			外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン					
			鉄原(SD-74)					
			サイディング(外側)					
			押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上 (下部)1FLから800hまで					
北側 (D通り)	廃棄物プレス室と渡り廊下との境界 7b-7c通り間	火災区域境界 溢水防護区画境界	RC	鉄原(SD-75) +欄③(既着式)	厚さ、高	図イ建-1-6、図イ建-1-7 図リ非-6-4	補強	
			RC					
			鉄原(SD-75) +欄③(既着式)					
			折板屋根					
			ALC					
			RC					
渡り廊下(第1廃棄物処理所と第2廃棄物処理所間)と 洗浄棟(間)と	東側 (7b通り)	渡り廊下と屋外との境界 F-G通り間	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	鉄原(SD-76)	厚さ、高	図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強
				押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上 (下部)1FLから800hまで				
				外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン				
				鉄原(SD-76)				
				サイディング(外側)				
				押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上 (下部)1FLから800hまで				
	南側 (F通り)	第2廃棄物処理所 前室と渡り廊下との 境界 7a-7b通り間	—	RC	鉄原(SD-76)	厚さ、高	図イ建-1-6、図イ建-1-7	補強
				RC				
				鉄原(SD-76)				
				折板屋根				
				ALC				
				RC				

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表ト建-3-2 建物の各部位の仕様表 (付属建物第2廃棄物処理所\_渡り廊下含む) (6/6)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容				
渡り廊下(第2廃棄物処理所)とシリングダ洗淨棟	西側 (7a通り)	渡り廊下と屋外との境界 F-G通り間	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)		図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強				
			押出成型セメント板 (内側) (上部)IFLから800h以上 (下部)IFLから800hまで	RC(内側)							
	北側 (G通り)	シリングダ洗淨棟 洗淨室と渡り廊下との境界 7a-7b通り間	他の建物との境界	コンクリート				鉄筋(SD-79)	図イ建-1-6、図イ建-1-7	補強	
			屋根 管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	折板屋根							AIC
		床 (7b-7c通り間) (C-D通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC					図ト建-3-3	補強	
										既設	
											既設

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表ト建-3-3 建物の各部位の仕様表 (附属建物第3廃棄物倉庫) (1/1)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容
第3 廃棄物倉庫	1 階	東側 (7通り) (第3廃棄物倉庫と屋外との境界) (A-B通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	サイディング (上部)1FLから1800h以上 RC (下部)1FLから1800hまで		図ト建-4-6	更新
						図ト建-4-8	
		南側 (A通り) (第3廃棄物倉庫と屋外との境界) (1-7通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	サイディング (上部)1FLから1800h以上 RC (下部)1FLから1800hまで		図ト建-4-6	更新
						図ト建-4-8	
		西側 (1通り) (第3廃棄物倉庫と屋外との境界) (A-B通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	サイディング (上部)1FLから1800h以上 RC (下部)1FLから1800hまで		図ト建-4-6	更新
						図ト建-4-8	
		北側 (B通り) (第3廃棄物倉庫と屋外との境界) (1-7通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	鉄厩(SD-90) シャッター(SS-89)		図ト建-4-4	補強 交換
						図ト建-4-6	
		屋根 (1-7通り間) (A-B通り間)	屋根 第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	サイディング (上部)1FLから1800h以上 RC (下部)1FLから1800hまで		図ト建-4-6	更新
						図ト建-4-8	
		床 (1-7通り間) (A-B通り間)	床 第2種管理区域境界 火災区域境界	折板屋根		図ト建-4-7	補強
						土間コンクリート	
							既設



表 1 建-3-4 建物の各部位の仕様表 (附属建物除染室・分析室 (鉄扉新設)) (1/2)

建物名称	階	境界位置	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高h	図番号 (グレー部の図番号は四次申請 の図番号)	工事 内容	
除染室・分析室	1 階	東側 (26通り)	居室/通路(3) (非管理区域) と屋外の境界 (R-Q通り間)	外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング (外側)	鉄扉 (SD-8)		新設	
					(内側) ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで				
					サイディング (外側)				
		南側 (9通り)	分析室と屋外との境界 (R-Q通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング (外側)	鉄扉 (1基)	ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで		既設
					(内側) ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで				
					RC				
		西側 (20通り)	転換加工室と除染室(2)/作業室(2) /通路(2)との境界 (20-23.5通り間)	他の建物との境界 火災区域境界	鉄扉 (1基)	ALC			既設
					ALC				
					鉄扉 (3基)				
		西側 (20通り)	転換加工室/分光分析室と分析室との境界 (23.5-26通り間)	他の建物との境界 火災区域境界	ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで	鉄扉 (1基)			既設
					鉄扉 (1基)				
					ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで				
		北側 (1通り)	居室(非管理区域) と屋外の境界 (25-26通り間)	外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング (外側)	鉄扉 (1基)			新設
					(内側) ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで				
					サイディング (外側)				
北側 (1通り)	除染室(2) と屋外との境界 (20-22.5通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング (外側)	鉄扉 (SD-5) + 取H			既設		
			(内側) ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで						
			鉄扉 (SD-5) + 取H						

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表1 建-3-4 建物の各部位の仕様表 (付属建物除染室・分析室 (鉄扉新設) ) (2/2)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高h	図番号 (グレー部の図番号は四次申請 の図番号)	工事 内容		
除染室・分析室	1階	北側 (1通り)	通路(1)と屋外との境界 (23.5-23.5通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング (外側)	図1建-3-2、図1建-3-3 図1建-3-4	新設		
				ALC (内側)	既設				
		分析室と屋外との境界 (23.5-25通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	鉄扉 (SD-220) (外側)	改造 (鉄扉 新設)				
				シャッター (内側) + 扉12	交換 (扉:新設)				
		床	除染室・分析室の管理区域部の床 (20-26通り間) (Q-T通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	サイディング (外側)	図1建-9 図1建-12 図1建-57	図1建-9 図1建-12 図1建-57	交換 (扉:新設)	
					(内側) ALC(上部)R1から660h以上 RC(下部)R1から660hまで				既設
		屋根	除染室・分析室の非管理区域部の屋根 (25-26通り間) (R-T通り間)	管理区域境界 火災区域境界	鉄扉 (SD-7) + 扉13				既設
					除染室・分析室の管理区域部の屋根 (20-26通り間) (Q-T通り間)				新設
		除染室・分析室の非管理区域部の屋根 (25-26通り間) (R-T通り間)	管理区域と非管理区域との境界 (25-26通り間、R-T間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界					既設
									分析室と通路(1)/(2)との境界 (23.5通り、Q-T通り間)
		作業室(2)と除染室(2)の境界 (S-通り間、20-21通り間) (21通り、Q通り-S通り間)	火災区域境界	火災区域境界					既設
									火災区域境界
									既設

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表 1 建-3-5 建物の各部位の仕様表 (工場棟転換工場チェタックタンク室地下集水槽地下ピット) (1/1)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	
工場棟転換工場チェタックタンク室地下集水槽地下ピット	地下	床	RC			図ト建-5-1	既設	
			RC				既設	
		壁	漏水防護区画境界 第1種管理区域境界				既設	
			東側					既設
			南側					既設
			西側					既設
北側		既設						

表ト建-3-6 エキスパンションジョイント (1/2)

エキスパンションジョイント番号 及び 設置位置 (図ト建-1-5参照)	区分	部位	材質	厚さ (mm)	工事 内容
1 第1廃棄物処理所と渡り廊下の間	鉛直 第1廃棄物処理所の1F、2F外 壁(石綿スレート+木毛セ メント板) 渡り廊下の外壁 (ALC) (サイディングの内部) (図ト建-1-1、3-1)	カバ- (屋外)	鉛直 カバ- (屋外) 注1	鉛直	追設
		止水シート (内部)			既設
		カバ- (屋内)			追設
		カバ- (屋外)			追設
2 第1廃棄物処理所のサイディ ング( ) 渡り廊下のサイディング (サイディング部) (図ト建-1-1、3-1)	鉛直 西側：7b-C通り 東側：7c-C通り	止水シート (内部)	鉛直 カバ- (屋外) 注1	鉛直	既設
		カバ- (屋内)			追設
		カバ- (屋外)			追設
		カバ- (屋外) 注1			新設
3 シリンダ洗浄棟の1F、2F外 壁(コンクリート) 渡り廊下の外壁 (ALC) (サイディングの内部) (図ト建-2-2、3-1)	鉛直 西側：7a-G通り 東側：7b-G通り	カバ- (屋外)	鉛直 カバ- (屋外) 注1	鉛直	追設
		止水シート (内部)			既設
		カバ- (屋内)			追設
		カバ- (屋外)			追設
注1 据付ネジ 据付ネジのピッチ：500mm以内	鉛直 西側：7a-G通り 東側：7b-G通り	カバ- (屋外)	鉛直 カバ- (屋外) 注1	鉛直	追設
		止水シート (内部)			既設
		カバ- (屋内)			追設
		カバ- (屋外)			追設

表ト建-3-6 エキスパンションジョイント (2/2)

エキスパンションジョイント番号 及び 設置位置 (図ト建-1-5参照)	区分	部位	材質	厚さ (mm)	工事 内容
4 シンリンダダ洗浄棟の1F、2F外壁 (コンクリート) 下洗の浄間棟と液り廊 渡り廊下のサイディング (サイディング部) (図ト建-2-2、3-1)	鉛直 西側：7a-G通り 東側：7b-G通り	カバー (屋外) 注1			新設
		止水シート (内部)			—
		カバー (屋内)			—
	水平 (東西) G通り 7a-7b通り間	カバー (屋外) 注1			新設
		止水シート (内部)			—
		カバー (屋内)			—
5 第1廃棄物処理所1F、2Fの外壁 (石綿スレート+木毛セメント板) 第1廃棄物処理所前室の外壁 (コンクリート) (図ト建-1-1、2-1)	鉛直 西側：X1-A通り 東側：X2-A通り	カバー (屋外) 注1			新設
		止水シート (内部)			新設
		カバー (屋内)			新設
	水平 (東西) A通り X1-X2通り間	カバー (屋外) 注1			新設
		止水シート (内部)			新設
		カバー (屋内)			新設

注1 掘付ネジ  
掘付ネジのピッチ：500mm以内

表ト建-4-1 附属建物第1 廃棄物処理所 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲)  
(1/1)

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	[10.1-建 5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備 {867}
火災等による損傷の防止	[11.1-建 5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽 {896} 及び可搬消防ポンプ {897}
溢水による損傷の防止	[12.1-建 3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備 {867}
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	[14.4-建 1] 固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)は、使用施設と共用する 加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない	固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備) {782} ~ {794}
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	[18.1-建 1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備 {867}
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[24.1-建 1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。  [24.1-建 2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統) {888}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

表ト建-4-2 附属建物第1廃棄物処理所前室 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(1/1)

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	—	—
火災等による損傷の防止	[11.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
溢水による損傷の防止	—	—
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	[14.4-建1] 固体廃棄物の設備(焼却設備)のクレーン{798}は、使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない	固体廃棄物の廃棄設備(焼却設備)のクレーン{798}
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	—	—
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[24.1-建1]全ての非常用通報設備(放送設備)と自動火災報知設備(火災感知設備)は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。  [24.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統){888}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

表ト建-4-3 附属建物第2廃棄物処理所 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲)  
(1/1)

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	[10.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備 {871}
火災等による損傷の防止	[11.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽 {896} 及び可搬消防ポンプ {897}
溢水による損傷の防止	[12.1-建3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備 {871}
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	[14.4-建1] 固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備)は、使用施設と共用する 使用施設との共用においても、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により加工施設の安全機能を損なわない	固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備) {799}～{803}
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	[18.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備 {871}
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[24.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。  [24.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統) {888}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—



表ト建-4-4 付属建物第3廃棄物倉庫 仕様表(次回以降の申請にて適合を確認する範囲)(1/1)


加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	—	—
火災等による損傷の防止	[11.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
溢水による損傷の防止	—	—
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	—	—
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	—	—
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[24.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。  [24.1-建2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統){888}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

表ト建-4-5 附属建物除染室・分析室（鉄扉新設） 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）（1/1）

加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様*	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建 1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す	第3核燃料倉庫{858}領域(1)、(2)の必要離隔距離
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
閉じ込めの機能	[7.1-建 5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{853}
火災等による損傷の防止	[4.1-建 5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建 3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{853}
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	—	—
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
警報設備等	[13.1-建 1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{853}
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	[16.1-建 1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。  [16.1-建 2]全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統){888}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—

\*1: 設計番号は、四次申請(令和2年3月13日付)の設計番号を記載している

表ト設一気1 気体廃棄設備(1)給気ファン(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {609} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給気ファン {617} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室 (3) 工場棟 転換工場 機械室 (4) 工場棟 転換工場 機械室 (5) 工場棟 転換工場 機械室 (6) 工場棟 転換工場 機械室 (7) 工場棟 転換工場 機械室 (8) 工場棟 転換工場 機械室	
機器名	気体廃棄設備(1) 給気ファン (1) 給気ファン(フィルタ室給気系統) (2) 給気ファン(機械室給気系統) (3) 給気ファン(付帯設備室・原料倉庫給気系統) (4) 給気ファン(転換加工室給気系統) (5) 給気ファン(転換加工室・チェックタンク室給気系統) (6) 給気ファン(廃棄物処理室給気系統) (7) 給気ファン(転換加工室・工作室給気系統) (8) 給気ファン(工作室・計器室給気系統)	
変更内容	(1) 改造 ・耐震性向上のため据付方法を変更する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため架台を変更する。 (3) 変更なし (4) 改造 ・耐震性向上のため据付方法を変更する。 (5) 改造 ・耐震性向上のため据付方法を変更する。 (6) 改造 ・耐震性向上のため架台を変更する。 (7) 改造 ・耐震性向上のため据付方法を変更する。 (8) 改造 ・耐震性向上のため据付方法を変更する。	
員数	1式 (1) 1基 [ 7AH ] (2) 1基 [ 10S ] (3) 1基 [ 3AH ] (4) 1基 [ 4AH ] (5) 1基 [ 5AH ] (6) 1基 [ 9S ] (7) 1基 [ 12AH ] (8) 1基 [ 6AH ]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構成材	別表ト設一気1
	寸法(単位:mm)	(1)  (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	—	—

表ト設一気1 気体廃棄設備(1)給気ファン(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {609} (給気ファン) 第3類 本体部材：— (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト：別表ト設一気1、図ト設一気3
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 給気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一気1、図ト系1-29、図ト系1-30、図ト系1-31、図ト系1-32、図ト系1-33、図ト系1-34、図ト系1-35、図ト系1-36、図ト設一気3、図ト制一気1、図ト制配一気1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気2 気体廃棄設備(1)給気ファン(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {609} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給気ファン {617} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所	(1) 付属建物 第2核燃料倉庫 屋外 (2) 付属建物 除染室・分析室 屋外 (3) 付属建物 除染室・分析室 屋外	
機器名	気体廃棄設備(1) 給気ファン (1) 給気ファン(第2核燃料倉庫、前室給気系統) (2) 給気ファン(作業室(2)、除染室(2)、通路(2)給気系統) (3) 給気ファン(分析室、分光分析室給気系統(1))	
変更内容	(1) 変更なし (2) 改造 ・ファンを更新する。 ・耐震性向上のため据付方法を変更する。 (3) 改造 ・ファンを更新する。 ・耐震性向上のため据付方法を変更する。	
員数	1式 (1) 1基 [ 39S ] (2) 1基 [ 37AH ] (3) 1基 [ 32S ]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気2
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト設一気2 気体廃棄設備(1)給気ファン(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 (609) (給気ファン) 第3類 本体部材：— (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト：別表ト設一気2、図ト設-気3
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設6] F1 竜巻に対して損傷しない設計とする。 [8.1-設15] 茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃でも作動できる設計とする。 [8.1-設17] 降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設19] 積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設4] 外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 給気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配-気1、図ト系1-37、図ト系1-38、図ト系1-39、図ト設-気3、図ト制-気1、図ト制配-気1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気3 気体廃棄設備(1)給気ファン(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {609} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 給気ファン {617} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所		工場棟 転換工場 分光分析室
機器名		気体廃棄設備(1) 給気ファン (分析室、分光分析室給気系統(2))
変更内容		改造 ・ 耐震性向上のため据付方法を変更する。
員数		1 式 1 基 [ 8PAC ]
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気3
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

表ト設一気3 気体廃棄設備(1)給気ファン(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {609} (給気ファン) 第3類 本体部材：— (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト：別表ト設一気3、図ト設一気3
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 給気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。
添付図	図ト配一気1、図ト系1-40、図ト設一気3、図ト制一気1、図ト制配一気1	

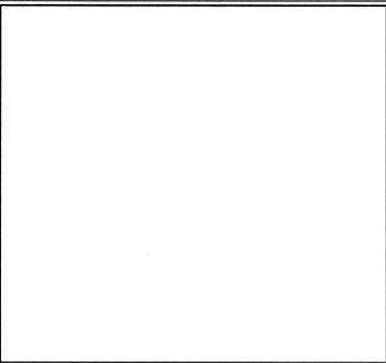
注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。



表ト設一気4 気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1))	気体廃棄設備(1)
		{610} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1))	排気ファン
		{617} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1))	給排気ファンの起動停止インターロック
		{627} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1))	負圧警報装置
		{639} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1))	負圧警報装置
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室 (3) 工場棟 転換工場 機械室 (4) 工場棟 転換工場 機械室 (5) 工場棟 転換工場 機械室 (6) 工場棟 転換工場 機械室 (7) 工場棟 転換工場 機械室 (8) 工場棟 転換工場 機械室 (9) 工場棟 転換工場 機械室 (10) 工場棟 転換工場 機械室 (11) 工場棟 転換工場 機械室 (12) 工場棟 転換工場 機械室 (13) 工場棟 転換工場 機械室	
機器名		気体廃棄設備(1) 排気ファン (1) 排気ファン(フィルタ室室内排気系統) (2) 排気ファン(付帯設備室室内排気系統) (3) 排気ファン(原料倉庫室内排気系統) (4) 排気ファン(原料倉庫局所排気系統) (5) 排気ファン(転換加工室室内排気系統(1)) (6) 排気ファン(転換加工室室内排気系統(2)) (7) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(2)) (8) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(4)) (9) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(5)) (10) 排気ファン(廃棄物処理室室内排気系統(1)) (11) 排気ファン(廃棄物処理室室内排気系統(2)) (12) 排気ファン(チェックタンク室局所排気系統(2)) (13) 排気ファン(計器室室内排気系統)	
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 変更なし (5) 変更なし (6) 改造 ・制御盤に被水防止カバーを設置する。 (7) 改造 ・火災対策のためオイルパンを設置する。 (8) 変更なし (9) 改造 ・耐震性向上のため据付方法を変更する。 (10) 変更なし (11) 改造 ・制御盤に被水防止カバーを設置する。 (12) 改造 ・制御盤に被水防止カバーを設置する。 (13) 改造 ・制御盤に被水防止カバーを設置する。	

表ト設一気4 気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 仕様表 (2/3)


員数	1式 (1) 1基 [ 17E ] (2) 1基 [ 18E ] (3) 1基 [ 13RE ] (4) 2基 [ 23E、231E ] (5) 1基 [ 14RE ] (6) 1基 [ 15RE ] (7) 2基 [ 21E、211E ] (8) 2基 [ 25E、251E ] (9) 1基 [ 26E ] (10) 1基 [ 30E ] (11) 1基 [ 19E ] (12) 2基 [ 27E、271E ] (13) 1基 [ 16RE ]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気4
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13)
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。一部の排気ファンは十分な支持性能を有する転換工場に設置する。インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表ト設一気4 気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 (610) (排気ファン) 第2類 本体部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト: 別表ト設一気4、図ト設一気1
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設54] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設56] 一部の排気ファンが停止しても、それ以外の排気ファンにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設57] 局所排気系統は停電時に非常用ディーゼル発電機から給電し負圧を維持する。 [10.1-設58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。 [11.3-設11] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設12] 被水による損傷防止のため、被水源となる配管及びファン本体に被水防止カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設5] 廃棄設備全停止による第1種管理区域内雰囲気からの漏えい時に想定される環境条件(排気ファンの全停止)においても、他の安全機能に影響を及ぼすことはない。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.1-設6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	[20.1-設70] 排気ファンを設置することにより、気体廃棄物を屋外へ排気する。 [20.1-設71] 廃棄能力(各系統合計で115,000m <sup>3</sup> /時以上)を有する。
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	[23.1-設3] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
	非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する。
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	-	
添付図	図ト配一気1、図ト系1-1、図ト系1-3、図ト系1-4、図ト系1-5、図ト系1-6、図ト系1-7、図ト系1-9、図ト系1-11、図ト系1-12、図ト系1-13、図ト系1-14、図ト系1-18、図ト系1-22、図ト設一気1、図ト制一気1、図ト制配一気1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気5 気体廃棄設備(1)排気ファン(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)		
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1))	気体廃棄設備(1)	
設置場所		{610} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1))	排気ファン	
		{617} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1))	給排気ファンの起動停止インターロック	
		{627} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1))	負圧警報装置	
		{639} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1))	負圧警報装置	
		(1) 工場棟 転換工場 フィルタ室		
		(2) 工場棟 転換工場 フィルタ室		
機器名		(3) 工場棟 転換工場 フィルタ室		
		(4) 工場棟 転換工場 フィルタ室		
		(5) 工場棟 転換工場 フィルタ室		
		(6) 工場棟 転換工場 フィルタ室		
		気体廃棄設備(1) 排気ファン		
		(1) 排気ファン (転換加工室局所排気系統(1))		
変更内容		(2) 排気ファン (転換加工室局所排気系統(3))		
		(3) 排気ファン (第2核燃料倉庫、前室室内排気系統)		
		(4) 排気ファン (除染室(2)、通路(2)室内・局所排気系統)		
		(5) 排気ファン (分析室、分光分析室室内排気系統)		
		(6) 排気ファン (分析室、分光分析室局所排気系統(2))		
		(1) 変更なし		
員数		(2) 改造	・ 制御盤に被水防止カバーを設置する。	
		(3) 改造	・ 制御盤に被水防止カバーを設置する。	
		(4) 改造	・ 制御盤に被水防止カバーを設置する。	
		(5) 改造	・ 制御盤に被水防止カバーを設置する。	
		(6) 改造	・ 制御盤に被水防止カバーを設置する。	
		1 式		
一般仕様		(1) 2 基 [ 24E、241E ]		
		(2) 2 基 [ 31E、311E ]		
		(3) 1 基 [ 40E ]		
		(4) 1 基 [ 38E ]		
		(5) 1 基 [ 29E ]		
		(6) 1 基 [ 33E ]		
型式		遠心送風式		
		別表ト設一気5		
		寸法 (単位: mm)	(1)	
			(2)	
			(3)	
			(4)	
その他の構成機器	制御盤			
	-			
その他の性能	-			
取扱う核燃料物質の状態	-			

表ト設一気5 気体廃棄設備(1)排気ファン(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設的地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。インターロックは耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 {610} (排気ファン) 第2類 本体部材: — (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト: 別表ト設一気5、図ト設一気1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設14] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。 [10.1-設54] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設56] 一部の排気ファンが停止しても、それ以外の排気ファンにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設57] 局所排気系統は停電時に非常用ディーゼル発電機から給電し負圧を維持する。 [10.1-設58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設12] 被水による損傷防止のため、被水源となる配管及びファン本体に被水防止カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設5] 廃棄設備全停止による第1種管理区域内雰囲気からの漏えい時に想定される環境条件(排気ファンの全停止)においても、他の安全機能に影響を及ぼすことはない。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 排気ファンを設置することにより、気体廃棄物を屋外へ排気する。 [20.1-設71] 廃棄能力(各系統合計で115,000m <sup>3</sup> /時以上)を有する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設3] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	[24.1-設4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する。	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配一気1、図ト系1-8、図ト系1-10、図ト系1-23、図ト系1-25、図ト系1-26、図ト系1-28、図ト設一気1、図ト制一気1、図ト配一気1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気6 気体廃棄設備(1)排気ファン(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {610} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排気ファン {627} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 {639} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置
設置場所	工場棟 転換工場 計器室	
機器名	気体廃棄設備(1) 排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	
変更内容	改造 ・ 制御盤に被水防止カバーを設置する。 ・ ファンを移設する。 ・ ファンを更新する。	
員数	1式 1基 [ 28E ]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設一気6
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	—	

表ト設一気6 気体廃棄設備(1)排気ファン(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器(排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ)は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト(建物境界を除く)は耐震重要度分類第3類とする。 (610) (排気ファン) 第2類 本体部材：— (高剛性のためボルト評価で代表) 本体アンカーボルト： 別表ト設一気6、図ト設一気1
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 54] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設 56] 一部の排気ファンが停止しても、それ以外の排気ファンにより、第1種管理区域の負圧を維持する。 [10.1-設 57] 局所排気系統は停電時に非常用ディーゼル発電機から給電し負圧を維持する。 [10.1-設 58] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 11] 排気設備(排気ファン、制御盤)高さは溢水水位より高くする。 [12.1-設 12] 被水による損傷防止のため、被水源となる配管及びファン本体に被水防止カバーを設置し、制御盤配線等の開口部にシール処置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設 5] 廃棄設備全停止による第1種管理区域内雰囲気からの漏えい時に想定される環境条件(排気ファンの全停止)においても、他の安全機能に影響を及ぼすことはない。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 排気ファンを設置することにより、気体廃棄物を屋外へ排気する。 [20.1-設 71] 廃棄能力(各系統合計で115,000m <sup>3</sup> /時以上)を有する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
非常用電源設備	[24.1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する。	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一気1、図ト系1-27、図ト設一気1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気7 気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {611} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 高性能エアフィルタ
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室
機器名		気体廃棄設備(1) 高性能エアフィルタ (1) 高性能エアフィルタ(付帯設備室室内排気系統) (2) 高性能エアフィルタ(廃棄物処理室室内排気系統(1))
変更内容		(1) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ フィルタを移設する。 (2) 改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。
員数		1式 (1) 2個 [ 891、892 ] (2) 3個 [ 761~763 ]
一般仕様	型式	セルフコンテンツ型
	主要な構造材	別表ト設一気7
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	捕集効率 1段:99.97%以上
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物



表ト設一気7 気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器（排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ）は耐震重要度分類第2類とする。 {611}（高性能エアフィルタ架台） 第2類 支持脚部材： 別表ト設一気7 支持脚アンカーボルト： 別表ト設一気7、図ト設一気2 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設17] 高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設11] 高性能エアフィルタは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設70] 高性能エアフィルタを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配一気1、図ト系1-3、図ト系1-13、図ト設一気2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気8 気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(2) 仕様表 (1/4)

事業許可との 対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {611} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 高性能エアフィルタ
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (2) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (3) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (4) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (5) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (6) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (7) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (8) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (9) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (10) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (11) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (12) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (13) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (14) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (15) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (16) 工場棟 転換工場 フィルタ室 (17) 工場棟 転換工場 フィルタ室
機器名		気体廃棄設備(1) 高性能エアフィルタ (1) 高性能エアフィルタ(フィルタ室室内排気系統) (2) 高性能エアフィルタ(原料倉庫室内排気系統) (3) 高性能エアフィルタ(原料倉庫局所排気系統) (4) 高性能エアフィルタ(転換加工室室内排気系統(1)) (5) 高性能エアフィルタ(転換加工室室内排気系統(2)) (6) 高性能エアフィルタ(転換加工室局所排気系統(1)) (7) 高性能エアフィルタ(転換加工室局所排気系統(2)) (8) 高性能エアフィルタ(転換加工室局所排気系統(3)) (9) 高性能エアフィルタ(転換加工室局所排気系統(4)) (10) 高性能エアフィルタ(転換加工室局所排気系統(5)) (11) 高性能エアフィルタ(廃棄物処理室室内排気系統(2)) (12) 高性能エアフィルタ(チェックタンク室局所排気系統(2)) (13) 高性能エアフィルタ(計器室室内排気系統) (14) 高性能エアフィルタ(第2核燃料倉庫、前室室内排気系統) (15) 高性能エアフィルタ(除染室(2)、通路(2)室内・局所排気系統) (16) 高性能エアフィルタ(分析室、分光分析室室内排気系統) (17) 高性能エアフィルタ(分析室、分光分析室局所排気系統(2))

表ト設一気8 気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(2) 仕様表 (2/4)

<p>変更内容</p>	<p>(1) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(2) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(3) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(4) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(5) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(6) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(7) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(8) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(9) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(10) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(11) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(12) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(13) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(14) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。          ・ フィルタを移設する。          ・ 架台を変更する。</p> <p>(15) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(16) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p> <p>(17) 改造          ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。          ・ 竜巻対策のため固定の補強を行う。</p>
-------------	---

表ト設一気8 気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(2) 仕様表 (3/4)

員数	1式 (1) 4個 [ 831~834 ] (2) 6個 [ 801~806 ] (3) 4×2個 [ 911~914 前後 ] (4) 16個 [ 811~826 ] (5) 16個 [ 841~856 ] (6) 3×2個 [ 921~923 前後 ] (7) 3×2個 [ 931~933 前後 ]、3×2個 [ 941~943 前後 ] (8) 8×2個 [ 981~988 前後 ] (9) 6×2個 [ 951~956 前後 ] (10) 4×2個 [ 961~964 前後 ] (11) 8個 [ 861~868 ] (12) 4×2個 [ 971~974 前後 ] (13) 4個 [ 871~874 ] (14) 4個 [ 731~734 ] (15) 4個 [ 991~994 ] (16) 1個 [ 881 ] (17) 2個 [ 882、883 ]	
一般仕様	型式	セルフコンテンツ型
	主要な構造材	別表ト設一気8
	寸法 (単位 : mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/> (11) <input type="text"/> (12) <input type="text"/> (13) <input type="text"/> (14) <input type="text"/> (15) <input type="text"/> (16) <input type="text"/> (17) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	捕集効率 2段 : 99.997%以上、1段 : 99.97%以上
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気8 気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(2) 仕様表 (4/4)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器（排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ）は耐震重要度分類第2類とする。 {611}（高性能エアフィルタ架台） 第2類 支持脚部材： 別表ト設-気8 支持脚アンカーボルト： 別表ト設-気8、図ト設-気2 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 17] 高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う。 [11.7-設 12] 高性能エアフィルタは水素爆発の影響を受けない設計とする。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 11] 高性能エアフィルタは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタ（2段）を設置する。 [20.1-設 70] 高性能エアフィルタ（2段、後段は耐HF性）を設置する。 [20.1-設 70] 高性能エアフィルタを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配-気1、図ト系 1-1、図ト系 1-4、図ト系 1-5、図ト系 1-6、図ト系 1-7、図ト系 1-8、図ト系 1-9、図ト系 1-10、図ト系 1-11、図ト系 1-12、図ト系 1-14、図ト系 1-18、図ト系 1-22、図ト系 1-23、図ト系 1-25、図ト系 1-26、図ト系 1-28、図ト設-気2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気9 気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {611} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 高性能エアフィルタ
設置場所		工場棟 転換工場 計器室
機器名		気体廃棄設備(1) 高性能エアフィルタ(分析室、分光分析室局所排気系統(1))
変更内容		改造 ・ 火災防止のため金属カバーで覆う。 ・ フィルタを移設する。
員数		1式 - 2個 [ 741、742 ]
一般仕様	型式	セルフコンテンツ型
	主要な構造材	別表ト設一気9
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	捕集効率 1段:99.97%以上
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

表ト設一気9 気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器（排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ）は耐震重要度分類第2類とする。 {611}（高性能エアフィルタ架台） 第2類 支持脚部材： 別表ト設-気9 支持脚アンカーボルト： 別表ト設一気9、図ト設-気2 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 17] 高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 11] 高性能エアフィルタは溢水水位より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 70] 高性能エアフィルタを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配-気1、図ト系1-27、図ト設-気2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 10 気体廃棄設備(1)給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {612} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
設置場所	<p>(1) 工場棟 転換工場 機械室                  (2) 工場棟 転換工場 機械室                  (3) 工場棟 転換工場 機械室                  (4) 工場棟 転換工場 機械室                  (5) 工場棟 転換工場 機械室                  (6) 工場棟 転換工場 機械室                  (7) 付属建物 第 2 核燃料倉庫 屋外                  (8) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)                  (9) 付属建物 除染室・分析室 分析室                  (10) 工場棟 転換工場 分光分析室</p>	
機器名	<p>気体廃棄設備(1) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)                  (1) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (機械室給気系統)                  (2) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (付帯設備室・原料倉庫給気系統)                  (3) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (転換加工室給気系統)                  (4) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (転換加工室・チェックタンク室給気系統)                  (5) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (転換加工室・工作室給気系統)                  (6) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (工作室・計器室給気系統)                  (7) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第 2 核燃料倉庫、前室給気系統)                  (8) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (作業室(2)、除染室(2)、通路(2)給気系統)                  (9) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (分析室、分光分析室給気系統(1))                  (10) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (分析室、分光分析室給気系統(2))</p>	
変更内容	<p>(1) 変更なし                  (2) 変更なし                  (3) 新設                  ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを設置する。                  (4) 新設                  ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを設置する。                  (5) 変更なし                  (6) 変更なし                  (7) 新設                  ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパ(板厚 1.5mm 以上)を設置する。                  (8) 新設                  ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパ(板厚 1.5mm 以上)を設置する。                  (9) 新設                  ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパ(板厚 1.5mm 以上)を設置する。                  (10) 新設                  ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパ(板厚 1.5mm 以上)を設置する。</p>	



表ト設一気 10 気体廃棄設備(1)給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (2/3)

員数	1式 (1) 1個 (2) 1個 (3) 1個 (4) 1個 (5) 1個 (6) 1個 (7) 1個 (8) 1個 (9) 1個 (10) 1個	
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 10
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場に設置する。

表ト設一気10 気体廃棄設備(1)給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第1類に分類する。 (612) 給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)※1 第1類 ※1:ダクトの一部(質点)として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設6] F1竜巻に対して損傷しない設計とする。 [8.1-設13] 屋外に設置するダンパは茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃でも凍結しない材料を使用する。 [8.1-設17] 屋外に設置するダンパは降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設19] 屋外に設置するダンパは積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設20] 屋外に設置するダンパは建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 屋外に設置するダンパは降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設4] 屋外に設置するダンパは外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設72] 逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設2] 逆流防止ダンパを設置する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配-気1、図ト系1-30、図ト系1-31、図ト系1-32、図ト系1-33、図ト系1-35、図ト系1-36、図ト系1-37、図ト系1-38、図ト系1-39、図ト系1-40、図ト設-気13、	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 11 気体廃棄設備(1)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (1/4)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {613} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(2) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(3) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(4) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(5) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(6) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(7) 工場棟 転換工場 排気塔、フィルタ室</li> <li>(8) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(9) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(10) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(11) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(12) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(13) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(14) 工場棟 転換工場 機械室</li> <li>(15) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(16) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(17) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(18) 工場棟 転換工場 排気塔</li> <li>(19) 工場棟 転換工場 排気塔</li> </ul>	
機器名	<p>気体廃棄設備(1) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (フィルタ室室内排気系統)</li> <li>(2) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (付帯設備室内排気系統)</li> <li>(3) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (原料倉庫室内排気系統)</li> <li>(4) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (原料倉庫局所排気系統)</li> <li>(5) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (転換加工室室内排気系統(1))</li> <li>(6) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (転換加工室室内排気系統(2))</li> <li>(7) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (転換加工室局所排気系統(1))</li> <li>(8) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (転換加工室局所排気系統(2))</li> <li>(9) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (転換加工室局所排気系統(3))</li> <li>(10) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (転換加工室局所排気系統(4))</li> <li>(11) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (転換加工室局所排気系統(5))</li> <li>(12) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (廃棄物処理室内排気系統(1))</li> <li>(13) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (廃棄物処理室内排気系統(2))</li> <li>(14) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (チェックタンク室局所排気系統(2))</li> <li>(15) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第 2 核燃料倉庫、前室室内排気系統)</li> <li>(16) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (除染室(2)、通路(2)室内・局所排気系統)</li> <li>(17) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (分析室、分光分析室室内排気系統)</li> <li>(18) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (分析室、分光分析室局所排気系統(1))</li> <li>(19) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (分析室、分光分析室局所排気系統(2))</li> </ul>	

表ト設一気 11 気体廃棄設備(1)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (2/4)

<p>変更内容</p>	<p>(1) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。</p> <p>(2) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。</p> <p>(3) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。          ・ 設置場所を変更する。(排気塔内部→排気塔外部)</p> <p>(4) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。</p> <p>(5) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。</p> <p>(6) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。</p> <p>(7)-a 変更なし</p> <p>(7)-b 新設          ・ 屋外境界形成のために屋外境界部に逆流防止ダンパ(板厚 1.5mm 以上)を設置する。</p> <p>(7)-c 新設          ・ 屋外境界形成のために屋外境界部に逆流防止ダンパ(板厚 1.5mm 以上)を設置する。</p> <p>(8) 変更なし</p> <p>(9) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。</p> <p>(10) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。          ・ 設置場所を変更する。(排気塔内部→排気塔外部)</p> <p>(11) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。</p> <p>(12) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。</p> <p>(13) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。</p> <p>(14) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。          ・ 設置場所を変更する。(排気塔内部→排気塔外部)。          ・ 材質を <span style="border: 1px solid black; padding: 0 20px;"> </span> に変更する。</p> <p>(15) 変更なし</p> <p>(16) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。</p> <p>(17) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。</p> <p>(18) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。          ・ 設置場所を変更する。(排気塔内部→排気塔外部)</p> <p>(19) 改造          ・ 屋外境界形成のために逆流防止ダンパを板厚 1.5mm 以上のものに取り換える。          ・ 設置場所を変更する。(排気塔内部→排気塔外部)</p>
-------------	--

表ト設一気 11 気体廃棄設備(1)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (3/4)

員数	1式 (1) 1個 (2) 1個 (3) 1個 (4) 1個 (5) 1個 (6) 1個 (7) 3個 (8) 1個 (9) 1個 (10) 1個 (11) 1個 (12) 1個 (13) 1個 (14) 1個 (15) 1個 (16) 1個 (17) 1個 (18) 1個 (19) 1個	
一般仕様	型式	逆止ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 11
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/> (11) <input type="text"/> (12) <input type="text"/> (13) <input type="text"/> (14) <input type="text"/> (15) <input type="text"/> (16) <input type="text"/> (17) <input type="text"/> (18) <input type="text"/> (19) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	-
	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場に設置する。

表ト設一気11 気体廃棄設備(1)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (4/4)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第1類に分類する。 {613} 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) *第1類 ※1:ダクトの一部(質点)として評価している
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設72] 逆流防止ダンパを設置する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	[23.1-設2] 逆流防止ダンパを設置する。	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト配-気1、図ト系1-1、図ト系1-3、図ト系1-4、図ト系1-5、図ト系1-6、図ト系1-7、図ト系1-8、図ト系1-9、図ト系1-10、図ト系1-11、図ト系1-12、図ト系1-13、図ト系1-14、図ト系1-18、図ト系1-23、図ト系1-25、図ト系1-26、図ト系1-27、図ト系1-28、図ト設-気13	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気 12 気体廃棄設備(1)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (1/3)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {614} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 給気ダクト・ダンパ
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 (2) 工場棟 転換工場 (3) 工場棟 転換工場 (4) 工場棟 転換工場 (5) 工場棟 転換工場 (6) 工場棟 転換工場 (7) 工場棟 転換工場 (8) 工場棟 転換工場 (9) 付属建物 第 2 核燃料倉庫 (10) 付属建物 除染室・分析室 (11) 付属建物 除染室・分析室	
機器名	気体廃棄設備(1) 給気ダクト・ダンパ (1) 給気ダクト・ダンパ (フィルタ室給気系統) (2) 給気ダクト・ダンパ (機械室給気系統) (3) 給気ダクト・ダンパ (付帯設備室・原料倉庫給気系統) (4) 給気ダクト・ダンパ (転換加工室給気系統) (5) 給気ダクト・ダンパ (転換加工室・チェックタンク室給気系統) (6) 給気ダクト・ダンパ (廃棄物処理室給気系統) (7) 給気ダクト・ダンパ (転換加工室・工作室給気系統) (8) 給気ダクト・ダンパ (工作室・計器室給気系統) (9) 給気ダクト・ダンパ (第 2 核燃料倉庫、前室給気系統) (10) 給気ダクト・ダンパ (作業室(2)、除染室(2)、通路(2)給気系統) (11) 給気ダクト・ダンパ (分析室、分光分析室給気系統(1))	
変更内容	(1) 改造 ・ 補強する。 (2) 改造 ・ 補強する。 (3) 改造 ・ 補強する。 (4) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、外気取入部(給気ダクト側)に防火ガラリを設置する。 (5) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、外気取入部(給気ダクト側)に防火ガラリを設置する。 (6) 改造 ・ 補強する。 (7) 改造 ・ 補強する。 (8) 改造 ・ 補強する。 (9) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の給気ダクト及び逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm 以上)する。 (10) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の給気ダクト及び逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm 以上)する。 (11) 改造 ・ 補強する。 ・ 屋外との火災区域境界構成のため、屋外境界の給気ダクト及び逆流防止ダンパの板厚を変更(1.5mm 以上)する。	

表ト設一気 12 気体廃棄設備(1)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (2/3)

員数	1式 (1) 1式 (2) 1式 (3) 1式 (4) 1式 (5) 1式 (6) 1式 (7) 1式 (8) 1式 (9) 1式 (10) 1式 (11) 1式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気 12
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/> (11) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場、附属建物第 2 核燃料倉庫及び附属建物除染室・分析室に設置する。また、一部のダクトは十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。



表ト設一気 12 気体廃棄設備(1)給気ダクト・ダンパ 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 9] 給気逆流防止ダンパと建物境界間の給気ダクト・ダンパは耐震重要度分類第1類とする。 {614} 給気ダクト・ダンパ 第1類、第3類 耐震重要度分類第1類及び第3類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外に設置するダクトは、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [8.1-設 12] 生物学的影響防止のため、外気取り入れ口にプレフィルタを設置する。 [8.1-設 13] 屋外に設置するダクトは茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃でも凍結しない材料を使用する。 [8.1-設 17] 屋外に設置するダクトは降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設 19] 屋外に設置するダクトは積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設 20] 屋外に設置するダクトは建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設 21] 屋外に設置するダクトは降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設 4] 屋外に設置するダクトは外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設 20] 屋外との境界部は十分な耐火性能を持つ部材で構成する。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系 1-29、図ト系 1-30、図ト系 1-31、図ト系 1-32、図ト系 1-33、図ト系 1-34、図ト系 1-35、図ト系 1-36、図ト系 1-37、図ト系 1-38、図ト系 1-39	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一気13 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)  
仕様表 (1/5)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付) {608} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {615} 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1)) 排気ダクト・ダンパ (部屋、 設備～高性能エアフィルタ)
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 (2) 工場棟 転換工場 (3) 工場棟 転換工場 (4) 工場棟 転換工場 (5) 工場棟 転換工場 (6) 工場棟 転換工場 (7) 工場棟 転換工場 (8) 工場棟 転換工場 (9) 工場棟 転換工場 (10) 工場棟 転換工場 (11) 工場棟 転換工場 (12) 工場棟 転換工場 (13) 工場棟 転換工場 (14) 工場棟 転換工場 (15) 工場棟 転換工場 (16) 工場棟 転換工場 (17) 工場棟 転換工場 (18) 工場棟 転換工場 (19) 工場棟 転換工場 (20) 工場棟 転換工場 (21) 工場棟 転換工場 (22) 工場棟 転換工場 (23) 工場棟 転換工場 (24) 工場棟 転換工場

表ト設一気 13 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)

仕様表 (2/5)

機器名	気体廃棄設備(1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (フィルタ室内排気系統) (2) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (機械室室内排気系統) (3) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (付帯設備室内排気系統) (4) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (原料倉庫室内排気系統) (5) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (原料倉庫局所排気系統) (6) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室室内排気系統(1)) (7) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室室内排気系統(2)) (8) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室局所排気系統(1)) (9) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室局所排気系統(2)) (10) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室局所排気系統(3)) (11) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室局所排気系統(4)) (12) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (転換加工室局所排気系統(5)) (13) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室室内排気系統(1)) (14) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室室内排気系統(2)) (15) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室局所排気系統) (16) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (チェックタンク室局所排気系統(2)) (17) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (工作室室内排気系統(1)) (18) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (工作室室内排気系統(2)) (19) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (計器室室内排気系統) (20) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (第2核燃料倉庫、前室室内排気系統) (21) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (除染室(2)、通路(2)室内・局所排気系統) (22) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (分析室、分光分析室室内排気系統) (23) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (分析室、分光分析室局所排気系統(1)) (24) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) (分析室、分光分析室局所排気系統(2))
-----	---

表ト設一気 13 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)  
仕様表 (3/5)

変更内容	
	(1) 改造 ・ 補強する。
	(2) 改造 ・ 補強する。
	(3) 改造 ・ ダクトのルートを変更する。 ・ 補強する。
	(4) 改造 ・ 補強する。
	(5) 改造 ・ 補強する。
	(6) 改造 ・ 補強する。
	(7) 改造 ・ 補強する。
	(8) 改造 ・ 補強する。
	(9) 改造 ・ 補強する。
	(10) 改造 ・ 補強する。
	(11) 改造 ・ 補強する。
	(12) 改造 ・ 補強する。
	(13) 改造 ・ 補強する。
	(14) 改造 ・ 補強する。
	(15) 改造 ・ 補強する。
	(16) 改造 ・ 補強する。
	(17) 改造 ・ 補強する。
	(18) 改造 ・ 補強する。
	(19) 改造 ・ 補強する。
	(20) 改造 ・ 補強する。
	(21) 改造 ・ 補強する。
	(22) 改造 ・ 補強する。
	(23) 改造 ・ ダクトのルートを変更する。 ・ 補強する。
	(24) 改造 ・ 補強する。

表ト設一気13 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)  
仕様表 (4/5)

員数	1式 (1) 1式 (2) 1式 (3) 1式 (4) 1式 (5) 1式 (6) 1式 (7) 1式、 (8) 1式 (9) 1式 (10) 1式 (11) 1式 (12) 1式 (13) 1式 (14) 1式 (15) 1式 (16) 1式 (17) 1式 (18) 1式 (19) 1式 (20) 1式 (21) 1式 (22) 1式 (23) 1式 (24) 1式	
一般仕様	型式	ダクト・ダンパ
	主要な構造材	別表ト設一気13
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/> (11) <input type="text"/> (12) <input type="text"/> (13) <input type="text"/> (14) <input type="text"/> (15) <input type="text"/> (16) <input type="text"/> (17) <input type="text"/> (18) <input type="text"/> (19) <input type="text"/> (20) <input type="text"/> (21) <input type="text"/> (22) <input type="text"/> (23) <input type="text"/> (24) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物	

表ト設一氣 13 気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)  
仕様表 (5/5)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設 12] 高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器 (排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ) は耐震重要度分類第 2 類とし、その他のダクト (建物境界を除く) は耐震重要度分類第 3 類とする。 {615} 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) 第 3 類耐震重要度分類第 3 類の地震力に耐える間隔で支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料及び難燃性材料を用いる。
	溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-設 8] 非管理区域を通過しない設計とする。 [20.1-設 70] 高性能エアフィルタにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	[23.1-設 3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図ト系 1-1、図ト系 1-2、図ト系 1-3、図ト系 1-4、図ト系 1-5、図ト系 1-6、図ト系 1-7、図ト系 1-8、図ト系 1-9、図ト系 1-10、図ト系 1-11、図ト系 1-12、図ト系 1-13、図ト系 1-14、図ト系 1-15、図ト系 1-18、図ト系 1-19、図ト系 1-20、図ト系 1-22、図ト系 1-23、図ト系 1-25、図ト系 1-26、図ト系 1-27、図ト系 1-28	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。  
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。